

第四次荒尾市行政改革大綱

平成 2 2 年度 ~ 平成 2 6 年度



平成 2 2 年 3 月

荒 尾 市

目 次

行政改革の基本方針

1	行政改革の必要性	1
2	新たな行政改革の基本理念	3
3	改革の4つの柱	3
4	推進期間	4
5	実施計画の策定	4
6	推進体制	4
7	進行管理・公表	4

行政改革の具体的推進策

1	行政サービス改革	5
2	行政システム改革	5
3	財政改革	6
4	特別会計・公営企業等改革	7

財政健全化の目標

1	荒尾市の財政状況	9
2	今後の財政の見通し	9
3	財政指標	9

第四次荒尾市行政改革大綱 実施計画

資料

荒尾市会計別決算の状況等	19
地方財政健全化法の概要	28
用語解説(50音順)	32
荒尾市行政改革推進審議会名簿	36
荒尾市行政改革推進本部名簿	36
第四次荒尾市行政改革大綱策定の経過	37

本文中、 印を付した語句については、巻末の用語解説を参照してください。

行政改革の基本方針

1 行政改革の必要性

(1) これまでの行政改革の取組

本市では、昭和60年に行政改革大綱を策定して以降、平成21年度まで三次にわたって、社会情勢等を踏まえながら行政改革に取り組んできました。

平成16年1月に策定した第三次行政改革では、三位一体の改革^{*}等の影響もあり、財政再建団体転落の危機に対応するため財政健全化が大きなテーマとなりました。

このため、大綱とともに「財政健全化緊急3か年計画」を策定し、事務事業や予算編成方法の見直しなど、集中的に財政の立て直しに取り組んだ結果、平成17年度には単年度黒字に、18年度には累積赤字も解消するなど、計画より早く目標を達成することができました。

この他、市民と行政の協働が進むなど、「地方分権^{*}時代にふさわしい柔軟でスリムな行財政運営システムの構築」に向けて、一定の成果を挙げてきたところです。

(2) 行政を取り巻く環境

平成12年施行の「地方分権一括法」を契機に、地方分権改革が本格化し、平成18年には「地方分権改革推進法」が制定され、国と地方の役割分担を明確にし、今後、地方の自主性や自立性を高めることなどが基本方針として位置づけられました。これを踏まえ、地方分権改革推進委員会が設置され、自治財政権の強化による「地方政府」の実現を目指す第四次勧告までが発表されています。

また、平成19年には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」が施行され、地方自治体財政の健全度を判断する4つの指標が導入されました。これにより、一般会計だけでなく特別会計^{*}や企業会計^{*}などを含めた全体での健全度が判断されることとなり、幅広い視点から絶えず行政改革を推進し早期に対応することが求められています。

一方、本市では、全国に比べ10年以上早い超高齢社会を迎えており、今後も、社会保障関連費用の増大が見込まれ、さらに、少子化の進展による生産年齢人口の減少や経済活動への影響、将来の税収減少が懸念され、いずれも自治体運営にとって大きな問題になると予想されます。

こうした中、平成21年夏には戦後初の本格的な政権交代が行われ、政府は国の義務付けの見直しなどを明記した「地方分権改革推進計画」を平成21年12月に決定し、国と地方の関係においても税源や補助金、地方交付税^{*}、権限などで大きな変革が見込まれています。

(3) 荒尾市における行財政運営の課題

市民サービスの質の充実

行政改革は、住民福祉の増進という地方自治本来の目的を達成するためのものであり、経費節減や効率化はそのための手段です。したがって、最小の経費で最大の効果を上げることが常に念頭に置きながら、市民の視点でサービスの水準や質をできる限り向上していく職員の意識や行動が求められています。

地域主権型社会に対応する行政経営の仕組と人づくり

新しい政権では、国から地方自治体への地方分権ではなく、地方自らが主役となる“地域主権”が謳われており、住民に最も近い基礎的自治体である市町村の果たすべき役割が一層重要になってきます。

そのために、自らの判断と責任により地域を統治する“自律”が求められており、市役所の総力を発揮できる組織マネジメントの充実、職員の意識改革や能力開発など、行政経営体制の強化が必要になっています。

特に、本市では、行政の中心を担ってきた団塊世代の職員が多数退職する時期を迎えており、その知識や経験をいかに次の世代に引き継ぐか、職員の人材育成が大きな問題になっています。

市民と行政の協働の拡充

地方自治の本旨である“住民福祉の向上”には、市民自らが持つ力を公共的課題の解決に発揮することが最も有効であり、市民による自治の充実は“究極の行政改革”と言われていきます。

そのために、市民の持つ力と行政の持つ特性を連携・協力していく“協働”が重要になっています。

本市では、荒尾市総合計画において「市民と行政の協働」をまちづくりの基本的進め方と位置づけ、これまで、コミュニティの活性化による「地域元気づくり事業」の展開や、テーマごとに各種団体等が協力する「2030あらお有明優都戦略」を開始したところです。

今後、こうした取組をさらに発展させ、市民、地域団体、NPO、事業所等が担う「新たな公共」を拡充・成熟することで、多くの市民が地域社会において活躍できる出番をつくり、“地域力”の向上につなげていく必要があります。

企業会計等の財政状況の悪化

平成19年度決算では、地方財政健全化法に基づく4つの健全化判断指標のうち連結実質赤字比率^{*}について、荒尾市が県内で唯一赤字を計上しました。

その最大の原因は、新しい臨床研修医制度による医師不足等により、膨大な累積赤字を抱え経営が非常に厳しくなっている病院事業ですが、熊本県と荒尾市の一部事務組合^{*}で運営する荒尾競馬も、連結決算には含まれていないものの、11年連続で赤字を続けており、この2つの事業の経営健全化が財政上の大きな課題となっています。

さらに、国民健康保険特別会計は、後期高齢者制度へ移行後、急激に収支が悪化しており、抜本的な対策が求められています。

一方、一般会計は、第三次行政改革の取組により赤字を脱却し、ここ数年は国の経済対策もあって黒字基調で安定した運営となっていますが、今後、長引く日本経済の低迷による税収の落ち込み、超高齢社会の進展等による社会保障関連経費の増大、学校規模適正化に伴う学校整備、さらにはこれまで抑制してきた老朽化した公共施設の補修・更新など大規模な投資の事業が控えており、予断を許さない状況に変わりはありません。

これらの事業を実施するためには、多額の財源が必要であり、市総体の健全な財政運営を確保することが課題になっています。

2 新たな行政改革の基本理念

社会経済環境の変化が見込まれる中、第四次荒尾市行政改革大綱における基本理念を次のとおり定めます。

荒尾市総体としての安定した財政基盤を確立するとともに、市民サービスの向上や組織風土を改革して行政の質の向上を図り、市民が評価し市民に信頼される行政経営の実現を目指します。

『安定した財政基盤の確立と 市民に信頼される行政経営を目指して』

3 改革の4つの柱

行政改革大綱における基本理念に基づき、次の「4つの柱」により、不断の行政改革を推進していくものとします。

(1) 行政サービス改革

市職員は全体の奉仕者としての自覚と責任感を持ち、市民の視点に立って、市民が満足する質の高いサービスを提供していくことが求められているため、行政全般について点検や見直しを行い、接遇の向上を含む全庁的な市民サービスの向上に取り組みます。

また、市政運営の透明化や市民との情報共有化を進めるとともに、電子自治体^{*}の推進や行政手続の簡素化等による利便性の向上など、市民本位の行政運営に努めます。

(2) 行政システム改革

多様な市民ニーズや国・県からの事務・権限移譲による事務量の増大等に迅速かつ確に対応できるよう、組織マネジメントを強化して組織力の向上を目指します。

また、社会経済情勢の変化に対応しながら、市民が利用しやすく業務効率の高い組織再編を進めるとともに、各部署・各職員が自立的な改革を実行できる組織風土の醸成に努めます。

さらに、大胆かつ柔軟に行政課題に対応できるように研修を通じた職員個々の能力向上や市民志向の意識など職員改革を積極的に進め、次代を担う人材の育成を強化するとともに、現在、取り組んでいる市民との協働を発展・拡充して、市民自治の充実に努めます。

(3) 財政改革

一般会計においては、長引く不況の影響による市税の減収や少子高齢化による社会保障費の増加、老朽化した公共施設の改修などにより、財政状況が一層厳しくなることが予想されるため、新たに「中期財政計画」を策定し、この計画に基づき、財政規律を遵守しながら適切に進行管理を実施することで、予算規模の適正化を図ります。

また、住民福祉の向上のために新たな行政課題にも対応しつつ、歳入と歳出の両面において事務事業の徹底的な見直しや施策の選択と集中を進め、安定した財政基盤の確立を目指します。

(4) 特別会計・公営企業等改革

地方財政健全化法の対象となる特別会計、企業会計及び市が人的・財政的に関与している一部事務組合並びに第三セクター[※]等については、独立採算を基本としながら、各会計の自主的な改革・改善による経営健全化やサービス向上を積極的に推進します。

それぞれの経営計画等の実施状況について、市としても点検・評価の面で関与を強化し、市全体での財政健全化を確保します。

4 推進期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

5 実施計画の策定

今回の大綱に定めた行政改革の4つの柱に基づき、本市における行政改革の取組項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするために実施計画を策定します。

また、社会情勢の変化や行政改革の進行状況に応じた新たな取組を加えるなど、必要に応じて行政改革実施計画の改訂を行います。

6 推進体制

(1) 荒尾市行政改革推進本部

本部長・市長、副本部長・副市長を始め16名

庁内組織である「荒尾市行政改革推進本部」は、進行管理等を通じて行政改革の着実な実施を図っていきます。

(2) 荒尾市行政改革推進審議会

委員10名

市民の代表等で組織する「荒尾市行政改革推進審議会」は、市民の視点で行政改革について意見、助言等を行います。

7 進行管理・公表

第四次行政改革に掲げた、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率などの目標を達成できるよう推進するとともに、外部組織である荒尾市行政改革推進審議会及び内部組織である荒尾市行政改革推進本部において定期的に進行管理を行い、結果については随時公表します。

行政改革の具体的推進策

1 行政サービス改革

(1) 窓口改革の推進

市民ニーズにあった窓口体制を整備し、できる限りサービスのワンストップ化を推進するとともに、行政全般の業務内容などの情報を職員で共有するなど、縦割りの対応の是正に努めます。

また、窓口担当職員のみならず、職員一人ひとりが市の窓口として市民に接するため、職員全体の接遇マナーを向上します。

(2) 電子市役所の推進

行政事務の効率化、市民サービス向上の観点から、情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなど、行政情報の電子化とその総合的利用を推進します。

(3) 市民満足度の向上

雇用環境や生活様式の変化などにより市民ニーズは多様化・複雑化しており、市民生活に密着したサービス体制を充実し、市民の利便性向上を図ります。

また、地方分権の推進に伴う国・県からの事務・権限委譲については、市民サービスの向上や費用対効果を考慮しながら推進します。

さらに、コストをかけない手法など創意工夫により行政施策の充実を図ります。

2 行政システム改革

(1) 組織体制の見直し

社会経済状況の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応する、効率的で円滑な組織機構に再編します。

(2) 組織マネジメントの強化

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を機動的、機能的に展開できるよう、部・課・係・職員個人などの使命や目標を明確にし、取組の成果を評価・改善する行政経営システムを構築することで、組織の総合力を高めていきます。

また、迅速な意思決定を図るため、トップマネジメント機能を充実するとともに、市政の意思決定過程の明確化・透明化に取り組みます。

(3) 業務改善の推進

職員の意識を市民志向に改革し、各職場や職員個人が自主的、自発的に身近な業務を改善する仕組づくりに取り組みます。

(4) 事務事業の効率化

限られた財源と人員で、市民サービスに対する最大の効果を上げることが基本として、事務事業について、行政関与の必要性、受益と負担の公平性、行政効率、効果等を検証し、再編・整理を進めます。

また、事務処理日数の短縮化を図るため、事務決裁などの庶務事務の電子化導入を推進するなど、内部管理事務の簡素化・合理化に努めるとともに、事務事業の品質保持や効率化のため、手続きや処理方法の標準化、データの共有化を推進します。

(5) 定員管理の適正化

限られた職員数の中で増大する行政課題に対応するため、民間でできる業務に関しては委託化を推進します。

今後、地方分権の動向等により自治体業務の変化が見込まれるため、職員数の目標値は設定せず、最適な採用形態等を活用しながら、多様化する行政需要等に弾力的かつ的確に対応します。

(6) 人材育成の推進

地方行政の環境変化に対応できる資質の高い職員を育成するため、長期的な視点に立った職員育成計画を策定します。

また、分権型社会の担い手となるよう職員研修を充実するとともに、人を育てやる気を引き出す人事評価制度の構築を図ります。

(7) 情報公開の推進

市民への説明責任を果たすために、財政状況などを積極的に公開し透明性を向上するとともに、ICTを活用した情報提供の迅速化を図り、開かれた行政の実現と市民から信頼される行政運営を目指します。

(8) 市民協働の推進

地域課題等の解決や活気あるまちづくりを行うために、市民、各種団体や事業者等と行政の協働による取組を一層発展させ、市民等が担う「新たな公共^{*}」の定着化を推進します。

また、市の事務事業を地域等に移譲する都市内分権を進めるとともに、市民が市政に参加する仕組を充実し、市民一人ひとりがまちづくりの主役となる地域主権型社会への転換を促進します。

3 財政改革

(1) 歳出の削減

健全な財政運営の基盤を確立するため、事務事業の簡素化・効率化、民間的経営手法の導入、物件費等の内部管理経費の節減・合理化、契約制度の見直し、補助金の見直し等により、歳出の削減に努めます。

また、本市が所有する多くの施設の老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の仕様、改修履歴や耐用年数等を一元的に管理し、計画的な改修により延命化を図る施設維持管理計画を策定します。

(2) 歳入の確保

税をはじめとした一般財源収入が伸び悩む厳しい状況となっているため、税や料等の滞納者に対する早期対応や徴収体制の連携強化により収納率の向上を目指します。

また、広告収入など新たな歳入の確保に取り組むとともに、学校跡地など公有財産の有償貸与や売却等により安定した財源確保を目指します。

使用料・手数料などの受益者負担金については、原価計算を踏まえて適正な設定の基準づくりに取り組めます。

(3) 給与等の適正化

人事院勧告等に準じた職員給与や諸手当等を見直し、総人件費の抑制に取り組めます。

また、行政委員会委員等の非常勤職員の報酬等については、役割と責任に応じたものとなるよう、近隣自治体の状況も考慮しながら、継続的に見直しを行います。

(4) 民間委託等の推進

全ての公の施設について、管理のあり方を検証し、民間での運営が可能な施設については、サービス向上と管理経費の節減を図るため、指定管理者制度*やPFI*などの官民連携手法（PPP*）の活用を推進します。

直営で行っている事務事業についても、費用対効果、行政責任の確保、法令との整合性、受託能力などを総合的に勘案し、公共サービス提供の実施主体の検討など民間委託推進計画を策定したうえで、計画的にアウトソーシング*や民営化に取り組めます。

4 特別会計・公営企業等改革

(1) 地方公営企業 の経営健全化

病院事業

荒尾市民病院については、「荒尾市民病院中期経営計画」に基づくアクションプランを策定し、改革を着実に実践することによって経営の健全化を図り、累積赤字の縮小を目指します。

また、荒尾市民病院が果たすべき役割である「急性期医療」、「救急医療」、「地域医療」、「予防医療・生活習慣病予防」、「高齢者医療」、「感染症」の6つの良質な医療を効率的に提供します。

なお、中期経営計画の実施状況については、「荒尾市民病院あり方検討会」による点検・評価を毎年行い、結果は積極的に公開します。

水道事業

市民にとって欠かすことのできないライフラインである上水道については、「荒尾市水道ビジョン」及び「荒尾市水道事業経営健全化計画」に基づき、事業の改革、改善を着実に実践することによって、健全な経営を維持します。

また、大牟田市との共同浄水場の建設などを推進して、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承し、目指すべき将来像である「安全でおいしい水の安定的な供給」の実現を図ります。

(2) 特別会計の経営健全化

公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計については、経営健全化計画に沿った効率的な事業運営を行うとともに、これまで借り入れた高金利起債の低利融資への借り替えや加入促進などにより収支の改善に努め、平成 27 年度での累積赤字の解消を目指します。

国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計については、国民健康保険加入者（被保険者）の健康の保持・増進を図る保健事業の充実やレセプト点検の充実強化など、医療費適正化に向けた取組を推進します。

また、個別訪問等による各種健診受診率の向上等を推進し、国民健康保険事業の安定的運営の確保と保険財政の健全化を図ります。

介護保険特別会計

介護保険特別会計については、元気なうちから介護予防や生きがい活動を推進して介護保険対象者（要支援、要介護者）への移行防止を図るとともに、介護になった場合でも、その人にあった介護サービスの利用で自分らしい生活を確保して要介護度の悪化を防止することにより、介護給付費の増加を抑制し、保険財政の健全化を図ります。

(3) 第三セクター等の見直し

荒尾市土地開発公社については、その特徴を活かしながら行政の重要な一分野を担ってきたところですが、社会・経済状況の変化等によりこれらの果たす役割も変化していることから、その本来の目的や存在意義を検討するとともに見直しに努めます。

また、時代の要請に応じて設立された第三セクターについては、昨今の経済環境の変化に伴う影響などを踏まえながら、健全な経営の確保に努めます。

(4) 競馬事業

競馬事業については、熊本県との一部事務組合で運営していますが、毎年赤字決算となり累積赤字が膨らむなど、非常に厳しい経営状況となっています。このため、新たに策定した「荒尾競馬短期自主経営健全化計画」に基づき、単年度収支の均衡を目標に経営健全化に全力で取り組むとともに、本市からも一時貸付などの支援を行います。

なお、存廃については、「荒尾競馬あり方検討会」による提言を踏まえ、平成 23 年度までの収支状況や将来の見通しをもって総合的に判断し、途中で環境の変化などにより目標と大きく乖離するなど改善が困難な場合は、早めに判断を行うこととします。

財政健全化の目標

1 荒尾市の財政状況

本市では、第三次行政改革に基づき財政健全化に鋭意取り組み、平成 20 年度決算において、連結実質赤字を解消し、実質単年度収支^{*}は約 7 億 3 千万円となり、財政健全化の歩みを一步前進させたものとなっています。

しかし、将来的に自立した魅力あるまちとなるために必要な事業を計画的に行えるような余裕ある財政状況となっておらず、義務的経費^{*}や施設の維持補修に追われたものとなっているのが実情です。

さらに、病院事業や競馬事業など多額の赤字が発生している会計を抱えており、あらゆる事態を想定した備えが必要になっています。

2 今後の財政の見通し

本市では、今後、扶助費^{*}の増や老朽化した公共施設の改修に対応するため、別途作成する「荒尾市中期財政計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」において、毎年度財源不足が見込まれます。

ここ数年の決算状況は、事業の先送り、あるいは国の経済対策で収支黒字を確保してきたものであり、この状況は一時的なものと思え、財源不足を解消するために、歳入の確保や歳出の効率化に一層の努力が必要となっています。

そのため、行政がやるべき事業の整理、外部委託、民営化など、歳入を効果的に市民に還元する財政運営を常に行い、公営企業等を含む荒尾市総体として、健全で豊かな行政サービスを担う安定した財政基盤の確立を目指します。

3 財政指標

財政運営に規律を持たせ、健全性を確保していくため、中期的な収支を見通したうえで、財政指標の到達目標を設定します。

基本的な考え方としては、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標をもって、本市の財政健全度を把握し、その他の指標で補足しながら健全化な運営を推進します。

これらの目標達成に向けて、事務事業をより一層見直し、不要不急のものについては徹底的に削減し、市民生活に密着した事業を最優先としながら、緊急性や必要性、費用対効果などを十分考慮した事業選択を行うことで歳出の抑制を図ります。

（1）健全化判断比率（4 指標）

健全化判断比率（4 指標）について、地方財政健全化法で定める数値よりも厳しい独自の数値設定により、健全な財政運営に努めます。

指 標 名	目 標 値
実質赤字比率※	各年度末 赤字なし
連結実質赤字比率	各年度末 赤字なし
実質公債費比率※	各年度末 早期健全化基準の 2 分の 1 以下
将来負担比率※	各年度末 早期健全化基準の 2 分の 1 以下

(2) 基金残高

経済の不況等による大幅な減収や台風など災害の発生による不測の支出増に対応できるように基金を積み立てるとともに、徹底した歳出抑制により取崩額の抑制を図り、基金残高の確保に努めます。

指 標 名	目 標 値
基金残高(財政調整基金※及び減債基金※)	20 億円以上

(3) 経常収支比率

経常的な行政経費の削減や投資的経費の抑制などにより歳出全般にわたる見直しを行い、健全な財政運営に努めます。

指 標 名	目 標 値
経常収支比率	各年度 95%以下

(4) 人件費比率

事務事業の見直しや民間委託化、指定管理者制度の導入等により職員数の適正化を行い、人件費の抑制に努めます。

指 標 名	目 標 値
人件費比率	各年度 20%未満

(5) 市税の徴収率

財源の確保や公平性の観点からも、法的措置を含めた滞納処分の強化や納付方法の拡大等により市税の徴収率の向上に努めます。

指 標 名	目 標 値
市税の徴収率 (滞納繰越分含む)	各年度 94%以上

1. 行政サービス改革

整理番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課	
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
01	(1) 窓口改革の推進	①ワンストップサービスの充実	ア) 各種手続きの簡素化	各種手続きに必要な添付書類(所得証明)等について、法的に問題がないものについては、簡素化を図る。	順次実施	→	→	→	→	市民課・関係課
02			イ) 証明書発行窓口の一元化	納税証明書等の証明書発行窓口の一本化を図る。	実施	→	→	→	→	市民課・税務課・収納課
03	(2) 電子市役所の推進	①情報通信技術を活用した行政サービスの向上	ア) 地方税申告等の電子化	法人市民税及び固定資産税(償却資産)の電子申告や給与支払い報告書の電子的報告を行うeLTAXに加入し、インターネットを利用して、各種手続きが行えるようにする。	実施	→	→	→	→	税務課
04			イ) 住基カードの活用方法の研究	市民の利便性の向上を図るため、住基カードの活用方法を研究する。	検討	→	→	→	→	市民課
05	(3) 市民満足度の向上	①利便性の向上	ア) 収納窓口の拡充・整備	コンビニ収納を導入するとともに、クレジット収納、ペイジー(電子納付)等の導入について検討する。	検討	実施時期の判断				会計課・収納課・関係課
06			イ) 異動時期の休日窓口の開設	異動時期(3月下旬と4月上旬)の休日に、専用手続き窓口を臨時に開設する。	実施	→	→	→	→	市民課・関係課
07			ウ) 市民サービスセンターの設置	あらかしモールに各種証明書発行等を取り扱う「市民サービスセンター」を設置する。	実施	→	→	→	→	市民課・情報課
08			エ) 期日前投票所の増設	投票人をリアルタイムで照会できるシステムを導入し、期日前投票所を増設する。	実施	→	→	→	→	総務課・情報課
09			オ) 各種証明書自動交付機の設置の検討	市民の利便性の向上を図るため、各種証明書自動交付機の設置を検討する。	検討	方針の決定				市民課・情報課
10			カ) パスポート申請の受付・交付事務の実施	県からの事務移譲を受けて、パスポート申請の受理や交付事務を実施する。	検討	実施	→	→	→	市民課
11			②ゼロ予算事業の推進	ア) 企業と連携した行政情報誌の発行など	市の概要や各種手続き等をまとめた「暮らしの便利帳」を企業と共同発行し全世帯へ配布する。	実施	→	→	→	→

2. 行政システム改革

整理番号	検討項目	取組内容	実施年度					所管課		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
12	(1)組織体制の見直し	①効率的な組織機構の再編	事務の効率化と市民ニーズの迅速・的確な対応を図るため、組織の再編を行う。	順次実施	→	→	→	→	総務課・政策企画課	
13	(2)組織マネジメントの強化	①行政経営システムの構築	市民志向、成果志向を基本に、全庁経営方針に基づく部・課等の目標設定、評価、市民満足度調査などを一体化した「行政経営システム」を構築する。	検討	実施	→	→	→	政策企画課・総務課	
14		②新しい庁議システムの確立	ア)行政経営会議等の設置 重要事項の決定過程を明確化・透明化するため、最高意思決定機関として「行政経営会議」及びそれを補佐する「行政経営調整会議」を設置し、横断型経営体制による新庁議システムを構築する。	検討	実施	→	→	→	政策企画課・総務課	
15	(3)業務改善の推進	①全職員が参加する業務改善運動の推進	ア)一職場一改善運動の実施 自発的で持続的な業務改革改善を進めるため、全庁で「一職場一改善運動」に取り組み、発表会や優秀事例の表彰を実施する。	検討	実施	→	→	→	政策企画課・総務課	
16			イ)職員提案制度の見直し 現在の職員提案制度は、所属業務以外(全庁的又は他課業務)を対象にした個人やグループによる提案制度として見直す。	検討	実施	→	→	→	政策企画課・総務課	
17			ウ)政策のストック 予算の都合等で採用されなかった政策・事業等の提案については、「政策ストック」としてグループウェアで共有し、今後の資源として活用できる環境を整備する。	実施	→	→	→	→	政策企画課・総務課	
18	①業務の見直し	ア)使用料等の減免補填制度の見直し 指定管理者制度に伴う公共施設使用料の減免については、合理的な方法に見直す。	検討	実施	→	→	→	→	政策企画課・関係課	
19		イ)職員応援体制の確立 一時的な業務について、各課が協力できる体制づくりを確立する。	実施	→	→	→	→	→	総務課	
20		ウ)し尿処理システムハンディターミナルの導入 し尿収集車にハンディターミナルを導入し、事務の効率化及び経費削減を図る。	実施	→	→	→	→	→	環境保全課	
21	(4)事務事業の効率化	②共通事務等の簡素化・合理化	ア)システム化による庶務事務の効率化 年休処理、時間外勤務処理等の庶務事務を効率化するため、システムを導入する。	検討	実施時期の判断					総務課・情報課
22			イ)公共料金支払方法の見直し 電気料等の公共料金支払を個別納付から一括口座振替に変更する。	検討	実施	→	→	→	→	会計課
23			ウ)口座振替データの伝送 口座振替データを直接金融機関の窓口へ渡す方法から回線による伝送に見直す。	検討	実施	→	→	→	→	会計課・情報課
24			エ)文書収発簿の電子化 様式を統一して、文書収発簿を電子化する。	検討	実施	→	→	→	→	総務課
25			オ)決裁規程の見直し 決裁権限など随時、簡素化できるところから見直ししていく。	順次実施	→	→	→	→	→	総務課
26		エ)IP電話導入の検討 通信費削減のため、インターネット環境を利用した「IP電話」の導入を検討する。	検討	方針の決定					総務課	

整理番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課	
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
27	③各種情報のデータベース化による共有	ア)業務・催し等の年間スケジュールの管理・運営	各課の業務・催し等の重複を避けるため、年間スケジュールを作成するとともに、主なものを表にまとめてグループウェアに掲載し、全庁で共有する。	実施	→	→	→	→	政策企画課	
28		イ)「市役所事典」の作成	問い合わせ等に職員が誰でも対応できるように、各課の主な事務事業の概要や連絡先等をまとめた「市役所辞典」を作成してグループウェア等に掲載し、共有化する。	実施	→	→	→	→	政策企画課	
29		④標準化による効率化	ア)業務マニュアル、引継書等の組織による継続的管理	定型的な業務はマニュアル(業務手順、根拠法、通達等資料)を作成して共有化し、誰でも同じ品質で対応できる体制を整備する。	順次実施	→	→	→	→	総務課
30	(5)定員管理の適正化	①多様な採用形態の導入	ア)窓口業務の非常勤化等の検討	窓口業務の一部非常勤職員等への切り替えを検討する。	検討	方針の決定				総務課
31			イ)特定業務等への任期付職員採用の検討	期間限定業務や専門的業務には任期付職員を採用するなど、多様な採用形態を検討する。	検討	方針の決定				総務課
32		②臨時・非常勤職員及び再任用の見直し	ア)臨時・非常勤職員の適正な配置	臨時職員、非常勤職員は、業務内容・時間数等の点検を実施し、必要性を再検討する。	検討	実施	→	→	→	総務課
33			イ)再任用制度の適正な運用	再任用職員は、業務に適した人材を配置する。	実施	→	→	→	→	総務課
34	(6)人材育成の推進	①長期的な職員育成計画の策定	職員の職歴や研修記録等をデータベース化し、人事異動に活用できるよう人材育成計画の見直しを行う。	検討	実施	→	→	→	総務課	
35		②新たな人事評価制度の構築	勤務評定の明確化、若い世代に限定した昇格試験など新たな人事評価制度を構築する。	検討	実施	→	→	→	総務課	
36		③職員研修の充実	自治大学や市町村アカデミーへの派遣研修、内部講師による研修制度等の職員研修を充実させていく。	実施	→	→	→	→	総務課	
37	(7)情報公開の推進	①分かりやすい行政情報の提供	ア)財政状況の公表	毎年、純資産変動計算書など財務4表を作成し、公表する。	実施	→	→	→	→	財政課
38			イ)ホームページ作成の迅速化	Webページを作成するための専門知識を必要としないCMS(コンテンツマネジメントシステム)を導入する。	実施	→	→	→	→	情報課
39	(8)市民協働の推進	①市民協働のまちづくりの推進	ア)2030あらかわ有明優都戦略プロジェクトの推進	各種団体と協働する「2030あらかわ有明優都戦略プロジェクト」により市民協働のまちづくりを推進していく。	実施	→	→	→	→	政策企画課・関係課
40			イ)地域元気づくり事業の推進	地域と協働する「地域元気づくり事業」により市民協働のまちづくりを推進していく。	実施	→	→	→	→	くらしいきいき課・関係課
41		②市民参加のシステム導入	ア)協働のまちづくり推進条例の制定	行政や市民・市民活動団体・事業者等の互いの責務や役割を明確にし、その活動を保証する「協働のまちづくり推進条例(仮称)」を制定する。	検討	→	実施	→	→	くらしいきいき課・総務課・社会教育課
42			イ)パブリックコメントの制度化	市政運営における透明性や説明責任の向上のために具体的な統一ルールを定めてパブリックコメントの制度化を実施する。	実施	→	→	→	→	総務課
43			ウ)広報紙による政策広聴体制の構築	広報紙作成の体制を整えて、広報紙を利用した広聴活動を実施していく。	実施	→	→	→	→	政策企画課

3. 財政改革

整理 番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課	
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
44	(1)歳出の削減	①契約制度の見直し	ア)総合評価入札の導入	総合評価入札制度を導入する。	実施	→	→	→	→	契約検査室・財政課
45			イ)電子入札及び電子納品の導入	電子入札及び電子納品を導入する。	検討	→	→	順次実施	→	契約検査室・財政課
46		②補助金等の整理、廃止・統合	ア)いきいき人づくり基金、市民活動サポート助成金、社会福祉振興基金、文化振興基金等の見直し	いきいき人づくり基金、市民活動サポート助成金、社会福祉振興基金、文化振興基金等の整理・統合を行う。	実施	→	→	→	→	財政課・関係課
47			イ)各種審議会、協議会、委員会の見直し、複合化	現在、機能していない委員会等や類似した機能を持つ審議会などを見直す。	検討	実施	→	→	→	総務課・関係課
48		③施設の維持管理計画の策定		施設の耐用年数や改修履歴を一元的に管理し、計画的な改修などの維持管理に努める。	実施	→	→	→	→	財政課・関係課
49	(2)歳入の確保	①新たな財源の確保	ア)広告掲載事業による広告収入の確保	ゴミ袋やポスターなど広告掲載が可能な新しい媒体を調査し、順次実施する。	検討	順次実施	→	→	→	財政課・関係課
50			②税等収納率の向上	ア)滞納処分の徹底	収納効率を高めるため、税・料の滞納者に関する情報を一括して、それぞれの課が閲覧できるシステムの導入を検討し、収納の効率性を高める。また、将来的には、悪質滞納(税・料)に特化した収納体制の構築を検討する。	検討	順次実施	→	→	→
51		イ)口座振替の加入促進		口座振替依頼書に返信用ハガキを導入するなど、手続きの簡素化により口座振替の加入促進を図る。	検討	実施	→	→	→	会計課・関係課
52		③公有財産の有効活用と処分		既存の公有財産を有効に活用するとともに、不用品遊休財産については適切に処分を進めていく。	順次実施	→	→	→	→	財政課
53		④受益者負担金の適正化	ア)使用料・手数料の設定に関する基準の策定	使用料・手数料について、原価を把握し、適正な受益者負担の基準を策定する。	検討	実施	→	→	→	財政課
54	イ)し尿汲み取り料金体系の見直し		収集量による料金制度への転換に向けた体制整備を図り、受益者の負担の公平化と業務量の圧縮を図っていく。	検討	方針の決定					環境保全課
55	(3)給与等の適正化	①総人件費の抑制		当初から給与削減率を目標とするのではなく、事務の効率化、事業の必要性、実施主体の検討などを踏まえ、マンパワー(人件費)の有効活用を図る。	実施	→	→	→	→	総務課・財政課
56		②報酬等の抑制		行政委員等の報酬等の支給基準の適正化を図る。	実施	→	→	→	→	総務課・関係課

整理 番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課		
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
57	(4)民間委託等の推進	①指定管理者制度の活用	ア)運動公園関連施設	運動公園関連施設について、指定管理者制度を導入する。		公募	実施	→	→	社会体育課・総務課・政策企画課	
58			イ)万田坑及び万田坑ステーション	万田坑及び万田坑ステーションについて、指定管理者制度を導入する。	公募	実施	→	→	→	社会教育課・総務課・政策企画課	
59		②公共施設の見直し	ア)公立保育所の今後のあり方について	「公立保育所のあり方検討委員会(仮称)」を設置し、公立保育所の今後のあり方について方針を決定する。	方針の決定					福祉課	
60			イ)老人福祉センターの廃止の検討	老朽化が著しい老人福祉センターは、大規模な改修等が必要となった場合、廃止を検討する。	検討	→	→	→	→	福祉課	
61		③アウトソーシングの導入	ア)アウトソーシング推進計画の策定	アウトソーシングの基本的方針及び具体的な取組計画を策定する。	実施	→	→	→	→	総務課	
62			イ)し尿処理の民間委託化	アウトソーシング推進計画に基づき、し尿処理の民間委託化を推進する。	検討	実施時期の判断					環境保全課
63			ウ)ごみ収集の民間委託化	アウトソーシング推進計画に基づき、ごみ収集の民間委託化を推進する。	検討	実施時期の判断					環境保全課

4. 特別会計・公営企業等改革

整理番号	検討項目	取組内容	実施年度					所管課	
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
64	①民間的手法の導入	ア)収益と費用の均衡	医業収益と医業費用の早期の均衡を図る。	実施	→	→	→	→	市民病院
65		イ)民間出身職員の採用	民間企業出身の職員を採用し、民間ノウハウを活かしていく。	順次実施	→	→	→	→	市民病院
66		ウ)民間委託の活用	民間委託の活用を行い、経費削減に努める。	実施	→	→	→	→	市民病院
67		エ)能率給制度の検討	公正な評価システムの確立と運用を前提に能率給制度の検討を行う。	検討	→	方針の決定			市民病院
68		オ)管理会計の実施	医療活動に対して投入された経営資源の質を明らかにする原価計算やBSCなど戦略的経営が出来るような体制を目指す。	順次実施	→	→	→	→	市民病院
69	(1)病院事業会計の経営健全化 ②収入増加・確保対策	ア)医師の確保	大学医局に積極的に派遣を依頼すると共にインターネットなどを通じて医局外からの確保、短時間正職員制度の導入による女性医師の確保や教育体制の充実による研修医の受入に努める。	実施	→	→	→	→	市民病院
70		イ)看護師の確保	看護学校への訪問、広告媒体など様々な手段を用いて看護師の確保に努める。	実施	→	→	→	→	市民病院
71		ウ)メディカルスタッフの確保	外来化学療法における抗悪性腫瘍剤の高度化・複雑化等により薬剤師の重要性が増していることから、薬剤師等の確保に努める。	順次実施	→	→	→	→	市民病院
72		エ)人材の育成	日進月歩の医療技術に即応していくため、高度・先進医療に従事する医師やメディカルスタッフの知識、技術の修得に助力していく。	実施	→	→	→	→	市民病院
73		オ)適正な診療報酬の確保	取得した施設基準や点数が適正に算定してあるか、また、適正なカルテ記載がなされているか診療情報管理士などの医事課職員によるチェック体制を強化する。	実施	→	→	→	→	市民病院
74		カ)病床利用率のUP	患者満足度の向上、業務の効率化により病床利用率のUPを図る。	実施	→	→	→	→	市民病院
75		キ)平均在院日数の短縮	平成21年度から取得したDPCでは平均在院日数が長くなると診療単価が下がる仕組みとなっていることから、平均在院日数を短縮し、病床利用率を高めるため医療連携、救急体制の充実に取り組み、新規の入院患者数を確保していく。	実施	→	→	→	→	市民病院
76		ク)各施設基準取得による収入の増加	医療機能の充実がイコール収益の改善に繋がるように設備の充実や人員の確保を行いながら迅速な施設基準の取得に取り組んでいく。	順次実施	→	→	→	→	市民病院
77		ケ)広報活動の促進	広報紙などの広報活動を通じて地域住民の健康維持・増進を図ると共に確かな情報を提供することにより患者の確保に努める。	実施	→	→	→	→	市民病院

整理番号	検討項目	取組内容	実施年度					所管課		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
78	③事業規模・形態の見直し	ア)再編・ネットワーク化の検討	熊本市の方針に沿って医師派遣元の大学、関係市町、他の公立病院と連携を取りながら協議を重ね、住民の意識を充分考慮しながら再編・統合の結論を取りまとめていく。	検討	方針の決定					市民病院
79		イ)効率的な病棟編成	効率的な病棟編成について、医療機能と採算性の両面から検討する。	検討	順次実施	→	→	→		市民病院
80	④経費削減・抑制対策	ア)職員数の適正化	医療の質や経済効果を見極めながら人材の投入とスリム化を同時に行っていく。	実施	→	→	→	→		市民病院
81		イ)給与の適正化	黒字病院の数値に近づけるために給与カットの継続や「現給保障」制度のあり方について検討していく。また、経営成績により年度末手当などで収支のバランスを取る民間的な考え方を参考に給与形態も検討する。	実施	→	→	→	→		市民病院
82		ウ)諸手当の見直し	監督官庁から支給そのものが不相当と指摘されている手当や、従来からある手当で現在では勤務実態にそぐわない手当等について見直しを検討し、同時に労働環境の改善を図る。	順次実施	→	→	→	→		市民病院
83		エ)IT化の推進	IT化によって医療情報の共有化、事務的作業の省力化、業務支援機能の強化を図る。	実施	→	→	→	→		市民病院
84		オ)薬剤・診療材料の仕入の効率化	薬剤の価格交渉等により薬剤・診療材料の仕入の効率化を図っていく。	実施	→	→	→	→		市民病院
85		カ)未収金対策の強化	少額訴訟や債権回収会社への委託などを検討し、未収金対策の強化を図る。	実施	→	→	→	→		市民病院
86	(2)水道事業会計の経営健全化	①水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)導入の検討	施設の延命化と事業の平準化を目指すために、すべての施設を対象に一体的な管理とメンテナンス強化を実施する。また、アセットマネジメント手法の考え方などを導入し、稼働期間の延長を図るなど、より合理的な方法を検討する。	検討	→	実施	→	→		水道局
87		②アウトソーシングの見直し	検針業務及び調定、収納業務(土、日、祭日含む)の外部委託に向けた調査・研究を行い、入札により業者を選定する。	検討	→	実施	→	→		水道局
88		③収納率の向上	他の自治体を参考に新たな口座振替促進策を検討し、収納率の向上を図る。	検討	→	実施	→	→		水道局
89		④施設運転管理等の第三者委託への導入の検討	水道技術者の養成や安全・安心の水の供給体制など、総合的な検討を行い、平成23年度中に導入の可否を判断し、平成24年度から実施する。	検討	→	実施	→	→		水道局
90	(3)公共下水道事業特別会計の経営健全化	①未水洗化世帯への下水道利用の促進	県緊急雇用創出事業の活用及び広報等による啓発事業により、未水洗化世帯の下水道利用の促進を図る。	実施	→	→	→	→		下水道課
91		②アウトソーシングの導入促進	順次アウトソーシングを進めていく。	順次実施	→	→	→	→		下水道課
92		③上・下水道課の統合	平成27年度に下水道の累積赤字が解消見込みであるため、統合に向けて平成26年度から資産把握等の準備に着手する。	検討	準備	→	→	→		下水道課・水道局

整理番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
93	(4)国民健康保険特別会計の経営健全化	①健診受診率の向上	各種健診受診率アップのため、個別訪問等を実施する。	実施	→	→	→	→	健康生活課
94		②健康診査業務の一元化	健康診査業務の一元化に向けた体制づくりを検討し、関係機関との協議を経て、健康診査業務の一元化を進めていく。	検討	実施	→	→	→	健康生活課
95		③医療費等の適正化	ソフト面を中心に医療費削減策を検討し、順次実施していく。	順次実施	→	→	→	→	健康生活課
96	(5)介護保険特別会計の経営健全化	①介護保険業務の質的向上と効率化	介護保険業務の公平公正性と業務の効率化、迅速化、省力化を進めていく。	実施	→	→	→	→	健康生活課
97		②健康診査業務の一元化	健康診査業務の一元化に向けた体制づくりを検討し、関係機関との協議を経て、健康診査業務の一元化を進めていく。	検討	実施	→	→	→	健康生活課
98	(6)第三セクター等の見直し	①土地開発公社のあり方	引き続き、土地開発公社のあり方について検討していく。	検討	→	方針の決定			土木課・財政課

<参考資料>

荒尾競馬事業の経営健全化

整理番号	検討項目		取組内容	実施年度					所管課	
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
01	競馬事業の経営健全化	①歳入増対策による経営改善	ア)馬頭数の確保	冬期休催場から競走馬を招聘するなど馬頭数の確保に努める。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
02			イ)本場入場者数の増加	土・日曜日開催の拡充やバックヤードツアー等ファンイベントの開催などにより本場入場者数の増加を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
03			ウ)本場平均購買額の増加	出走回数増による多頭数レースの開催や他場との交流競馬の充実などにより本場平均購買額の増加を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
04			エ)場間場外取扱高の拡充	南関東地区や東海地区など相互販売の拡充やリレーナイターの拡充などにより場間場外取扱高の拡充を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
05			オ)ネット販売の拡充	アフター5のニーズに対応する発走時間の調整や一般パソコンユーザーを狙ったバナー広告の実施などによりネット販売の拡充を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
06			カ)入場料の見直し	午後3時から無料としている入場料の見直しなどを行う。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
07		②経費節減策による経営改善	ア)競馬事業費の見直し	包括委託費等の検証や見直しを行う。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
08		③市民のための競馬場づくり	ア)おもてなし(ホスピタリティ)の向上	接客対応の改善や分煙化の徹底などによりおもてなしの向上を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
09			イ)アンケート等によるファンニーズの把握	アンケートやホームページ等によるファンの意見聴取などを行う。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合
10			ウ)地域との連携強化	イベント事業の拡充やフリーマーケットなどイベントへの開放などにより地域との連携強化を図る。	実施	→	→	→	→	荒尾競馬組合

※「荒尾競馬の活性化、経営改善及び今後のあり方に関する提言」から抜粋

荒尾市会計別決算の状況（平成16年度～平成20年度）

【普通会計にかかるもの】 ※普通会計とは、一般会計+情報センター特別会計（H17まで）+労働会館特別会計（H16まで）です。H18決算からは普通会計=一般会計 単位：千円

	年度	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計繰入金	備考
普通会計	16年度	17,056,536	17,610,174	-553,638	-555,969	15,185,413	0	財政調整基金繰入 210,000千円
	17年度	17,500,837	17,811,877	-311,040	-366,256	14,827,549	25,923	
	18年度	18,952,673	18,913,368	39,305	30,221	15,823,205	1,252	財政調整基金繰入 90,000千円 退職手当基金繰入320,000千円 退職手当借入506,800千円
	19年度	17,382,402	17,185,163	197,239	175,384	15,191,876	81,697	
	20年度	19,122,348	17,875,622	1,246,726	428,156	14,897,497	1,213	退職手当借入310,000千円

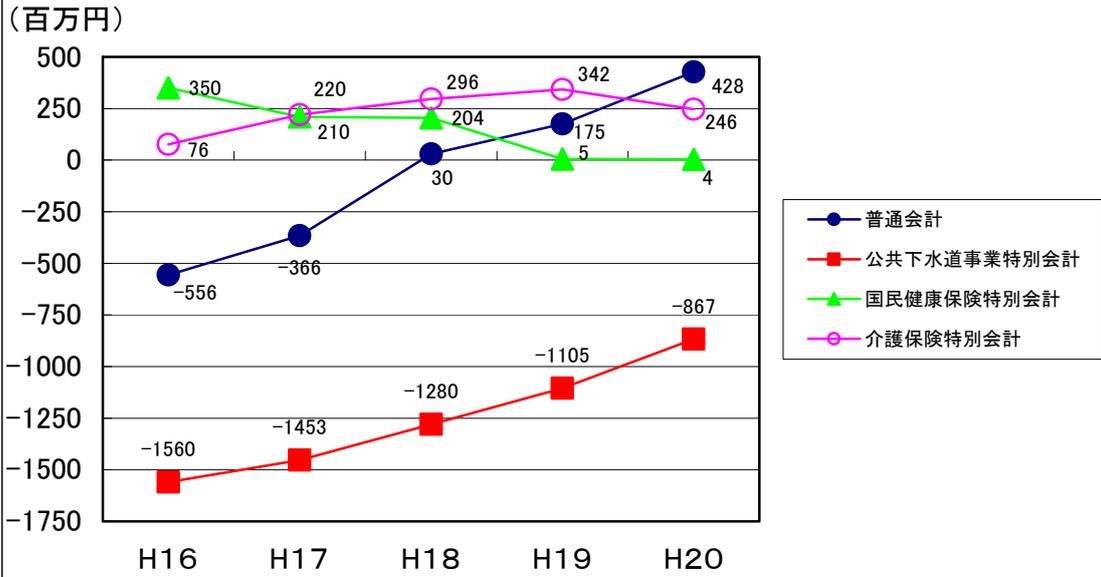
【特別会計にかかるもの】 単位：千円

	年度	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計繰入金	備考
公共下水道事業特別会計	16年度	1,762,959	3,302,303	-1,539,344	-1,560,222	9,304,276	520,000	
	17年度	2,088,004	3,536,724	-1,448,720	-1,452,510	9,153,631	500,000	
	18年度	2,056,577	3,327,140	-1,270,563	-1,279,563	9,131,547	442,516	
	19年度	3,073,771	4,176,581	-1,102,810	-1,104,560	9,136,227	409,845	
	20年度	2,000,179	2,867,564	-867,385	-867,385	9,094,531	378,640	
国民健康保険特別会計	16年度	6,233,490	5,883,778	349,712	349,712	0	466,402	
	17年度	6,397,412	6,187,511	209,901	209,901	0	465,984	
	18年度	6,896,067	6,692,523	203,544	203,544	0	435,783	
	19年度	7,494,584	7,490,069	4,515	4,515	0	476,771	財政調整基金繰入 30,000千円
	20年度	7,050,116	7,046,151	3,965	3,965	0	397,421	財政調整基金繰入 195,000千円
介護保険特別会計	16年度	4,729,054	4,652,875	76,179	76,179	233,333	677,601	
	17年度	4,792,387	4,572,488	219,899	219,899	199,999	666,963	
	18年度	4,879,997	4,582,979	297,018	295,992	79,336	648,630	
	19年度	4,785,092	4,442,673	342,419	342,419	46,003	633,007	
	20年度	4,852,757	4,606,522	246,235	246,235	0	643,881	
後期高齢者医療事業会計	20年度	690,063	679,632	10,431	10,431	0	160,524	

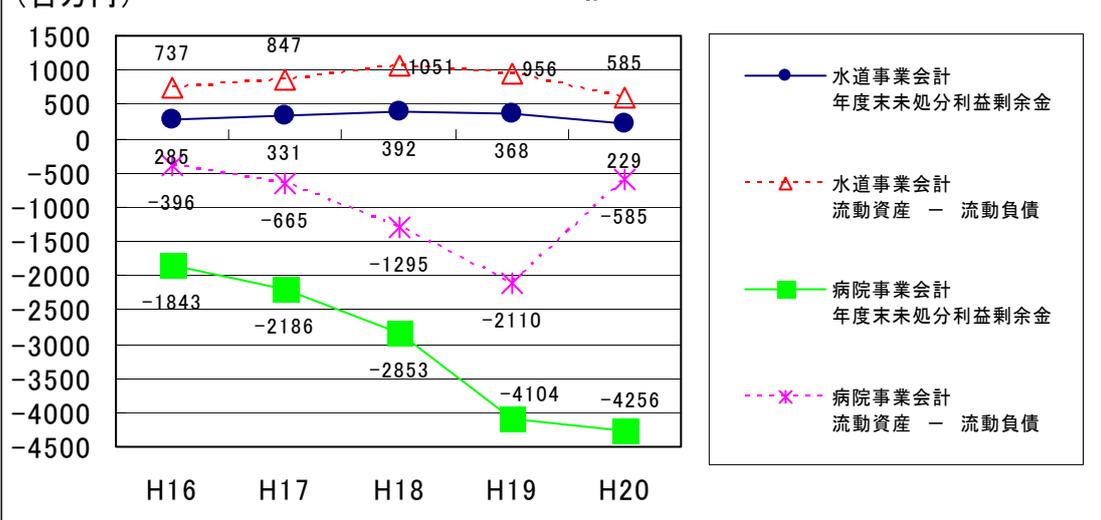
【公営企業にかかるもの】 単位：千円

	年度	総収益	総費用	純損益	年度末未処分利益剰余金※ (欠損金)	流動資産※- 流動負債※ 「-」は不良債務	地方債残高	退職手当債	他会計繰入金	備考
水道事業会計	16年度	761,654	619,487	142,167	285,375	736,822	3,201,727	0	44,576	H18の他会計繰入金 811,517千円の内、水源 開発の為、751,900千円 の出資を行なった。
	17年度	779,041	593,816	185,225	330,600	847,126	3,394,483	0	45,502	
	18年度	797,924	596,629	201,295	391,895	1,050,551	4,386,917	0	811,517	
	19年度	831,540	715,131	116,409	368,305	955,774	4,252,403	0	64,922	
	20年度	786,061	735,808	50,253	228,558	585,009	4,205,106	0	12,592	
病院事業会計	16年度	5,774,693	5,846,132	-71,439	-1,842,823	-396,438	1,735,110	0	350,000	
	17年度	5,494,736	5,837,902	-343,166	-2,185,989	-665,158	1,664,340	0	350,000	
	18年度	4,659,493	5,326,704	-667,211	-2,853,200	-1,295,053	1,872,688	431,800	350,000	
	19年度	4,312,739	5,563,558	-1,250,819	-4,104,019	-2,110,297	1,636,200	0	350,000	
	20年度	4,726,780	4,878,262	-151,482	-4,255,501	-584,964	2,848,105	0	450,000	

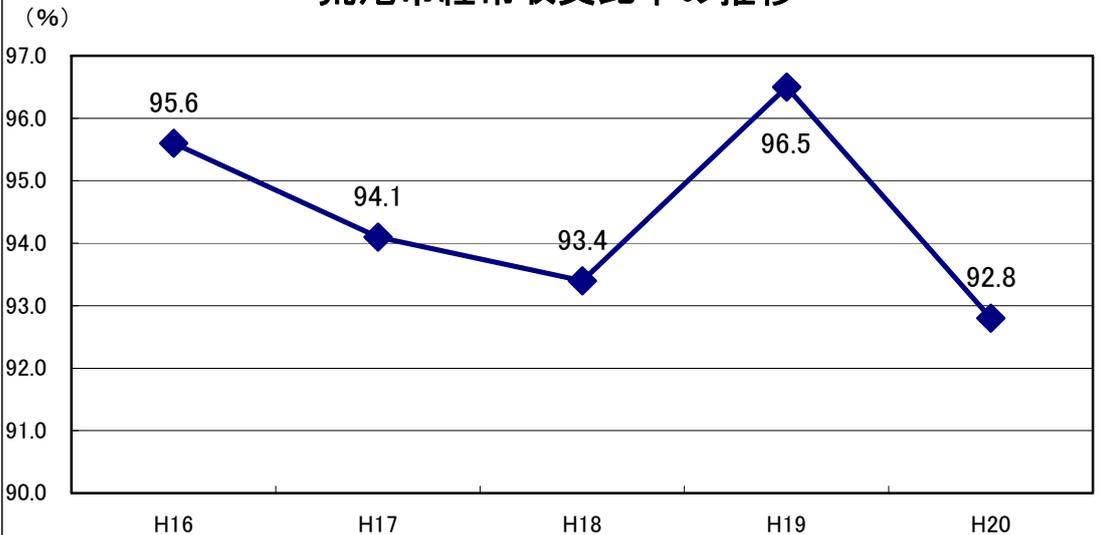
荒尾市普通会計・特別会計 実質収支の推移

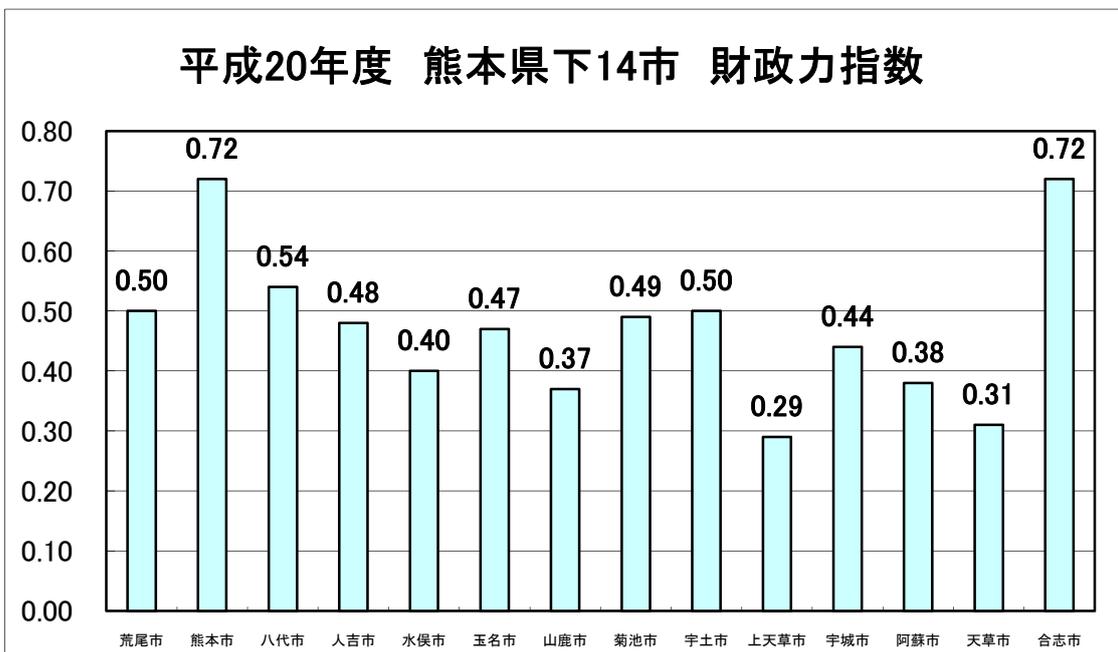
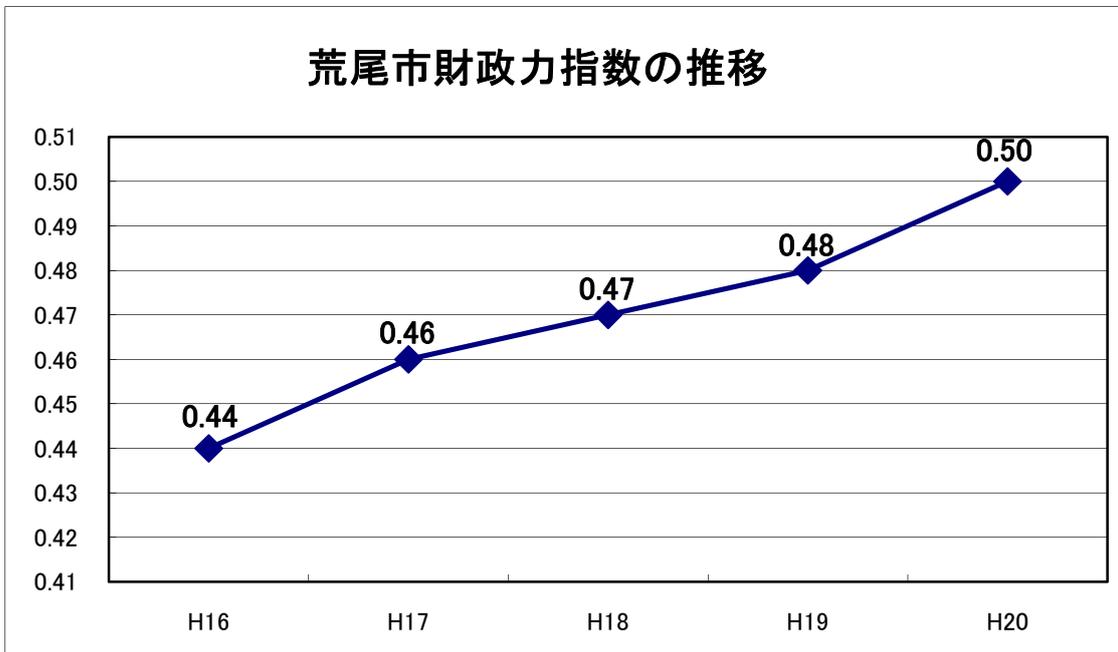
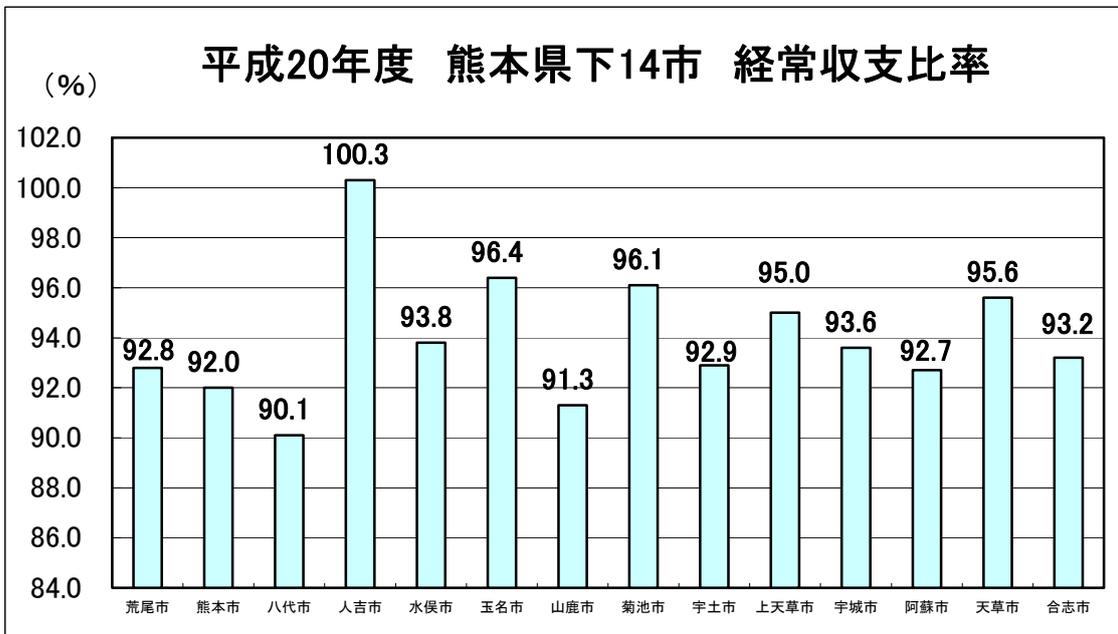


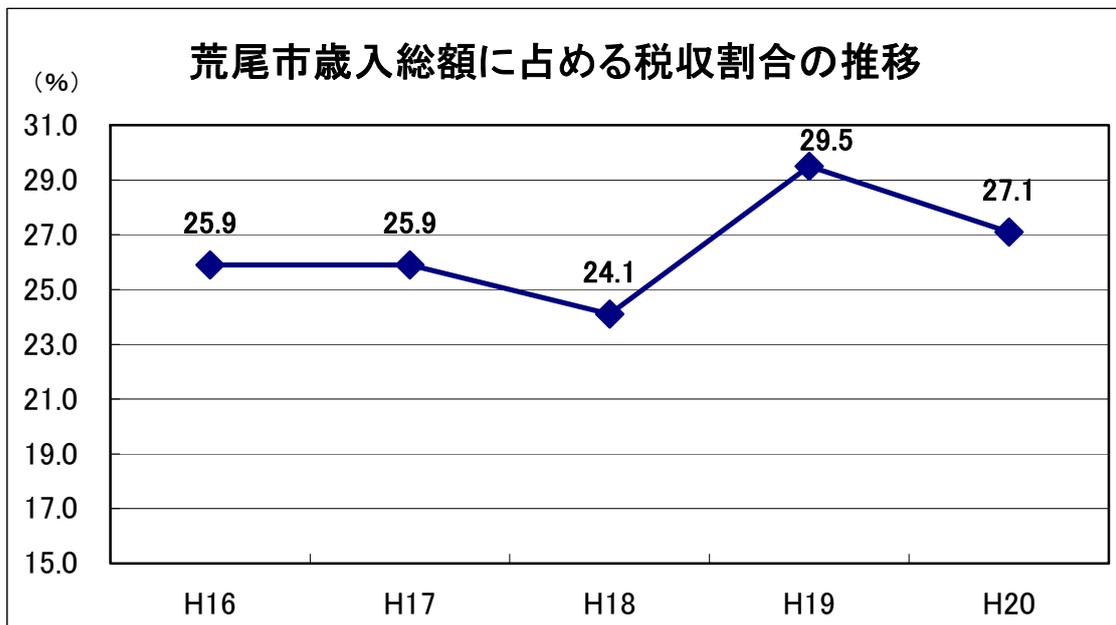
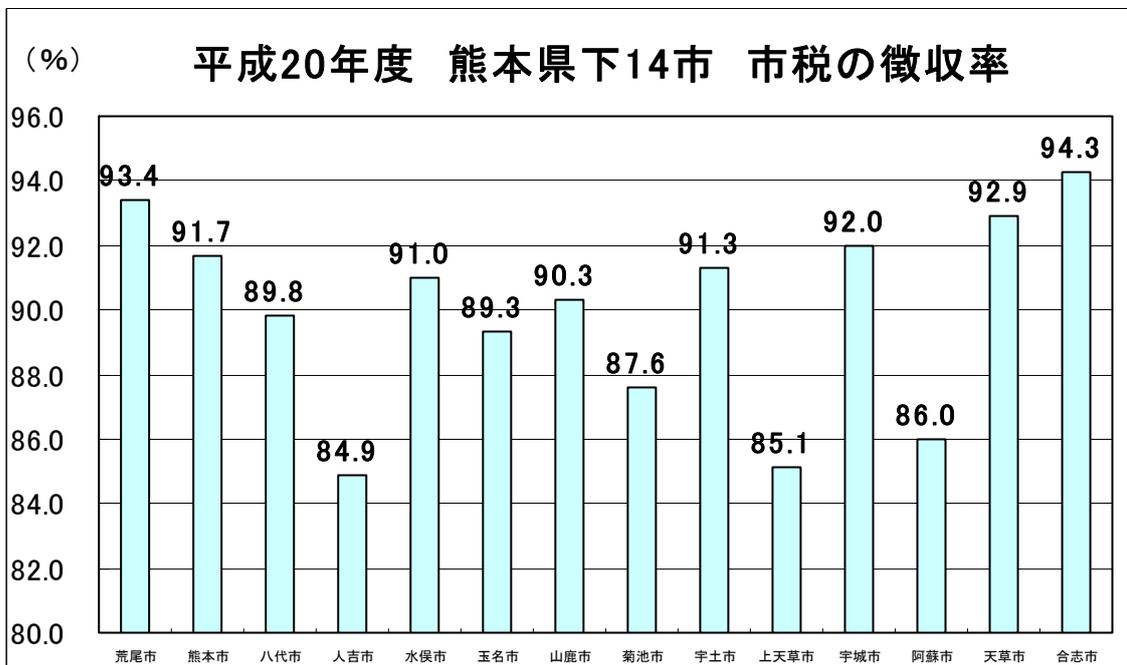
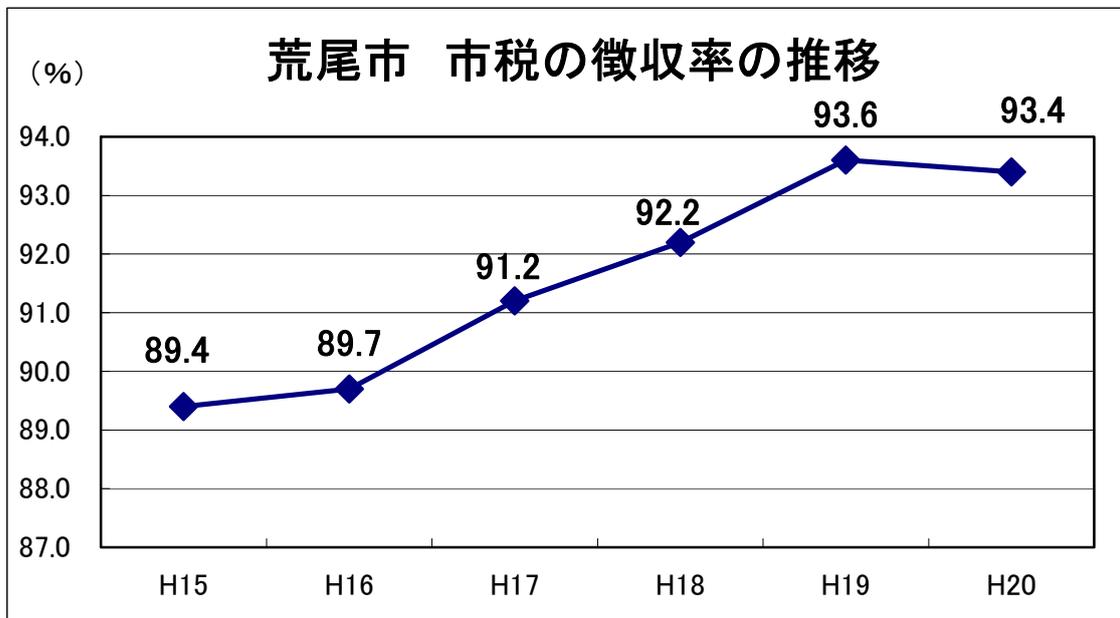
荒尾市公営企業 年度末未処分利益剰余金等の推移

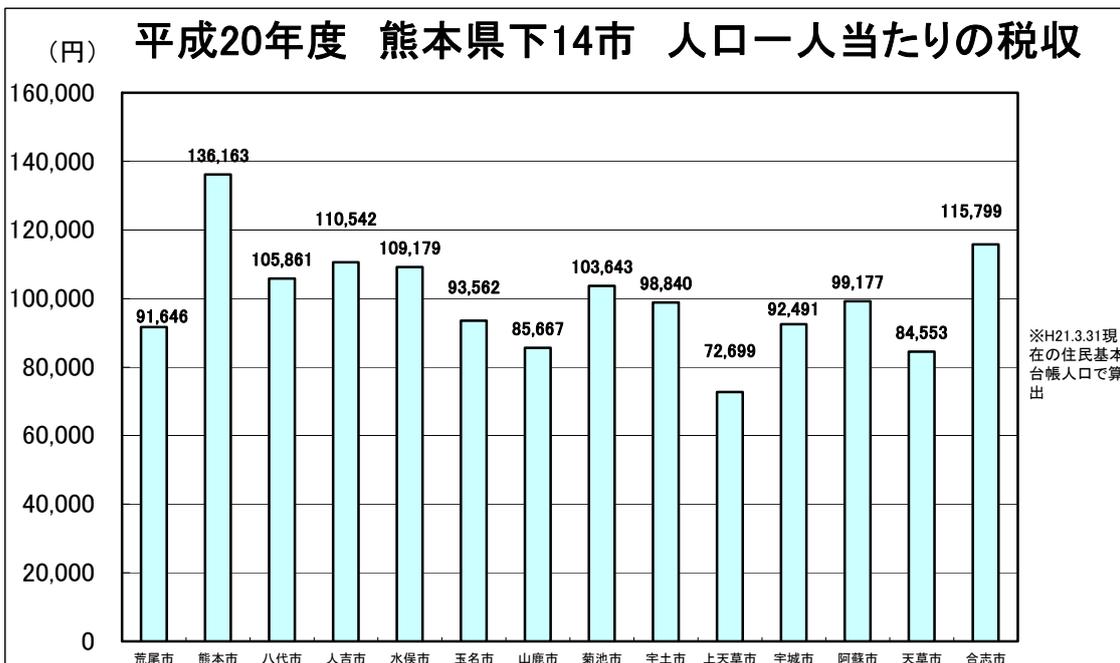
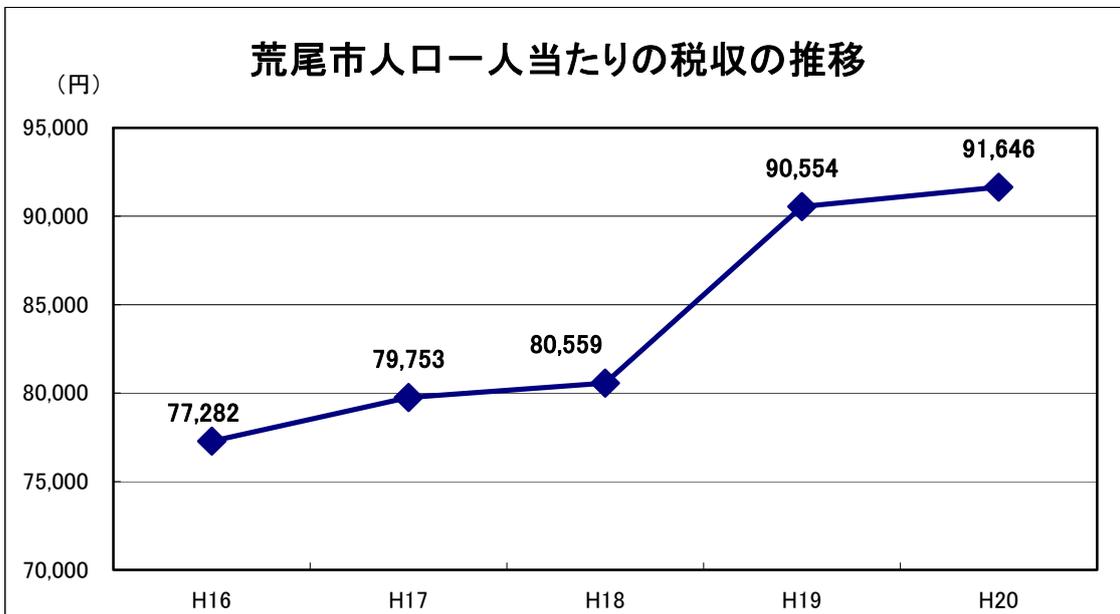
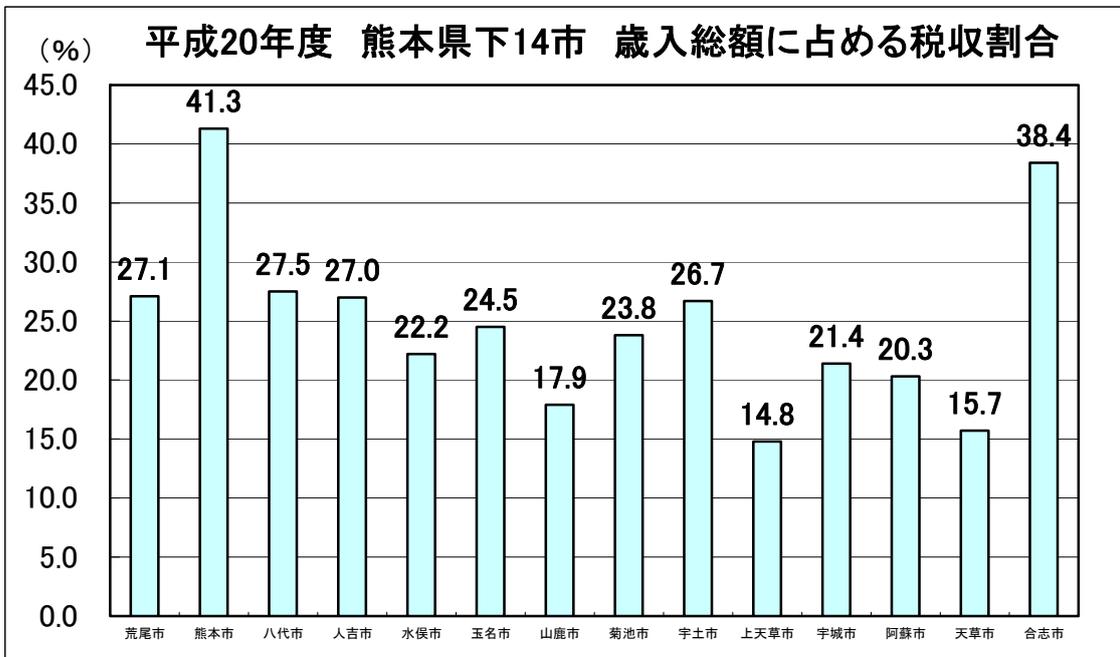


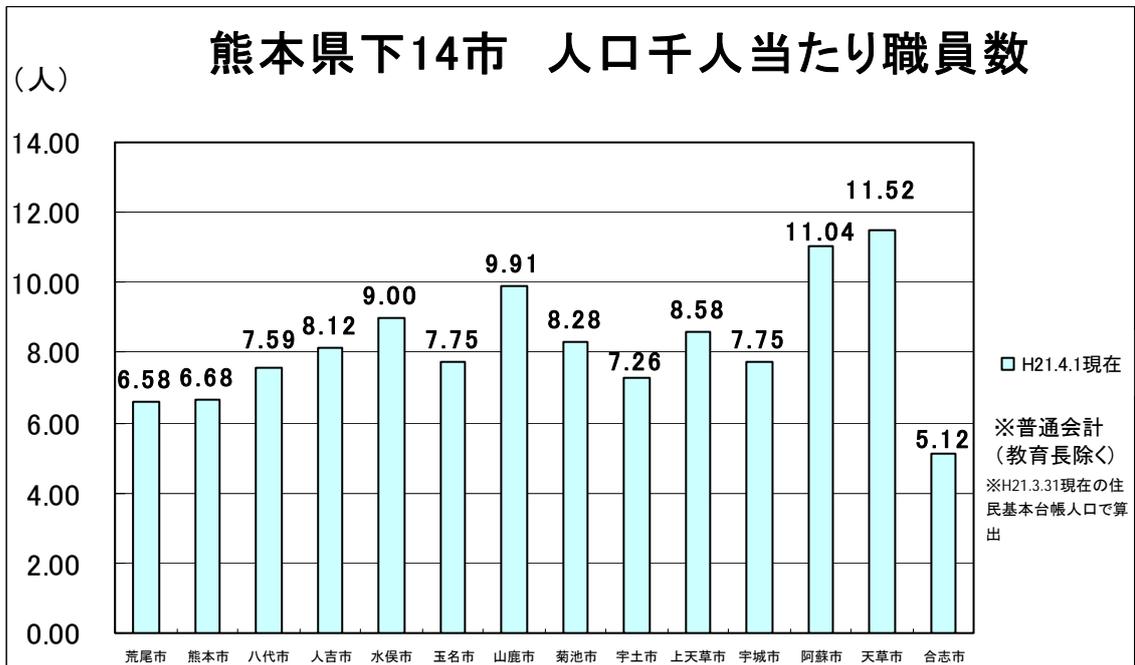
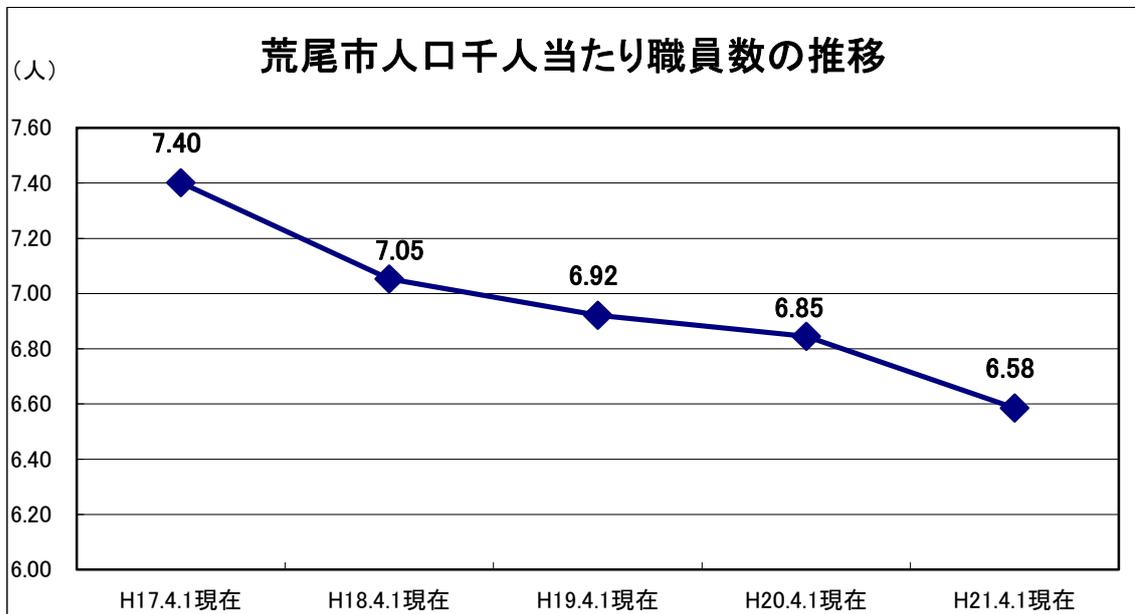
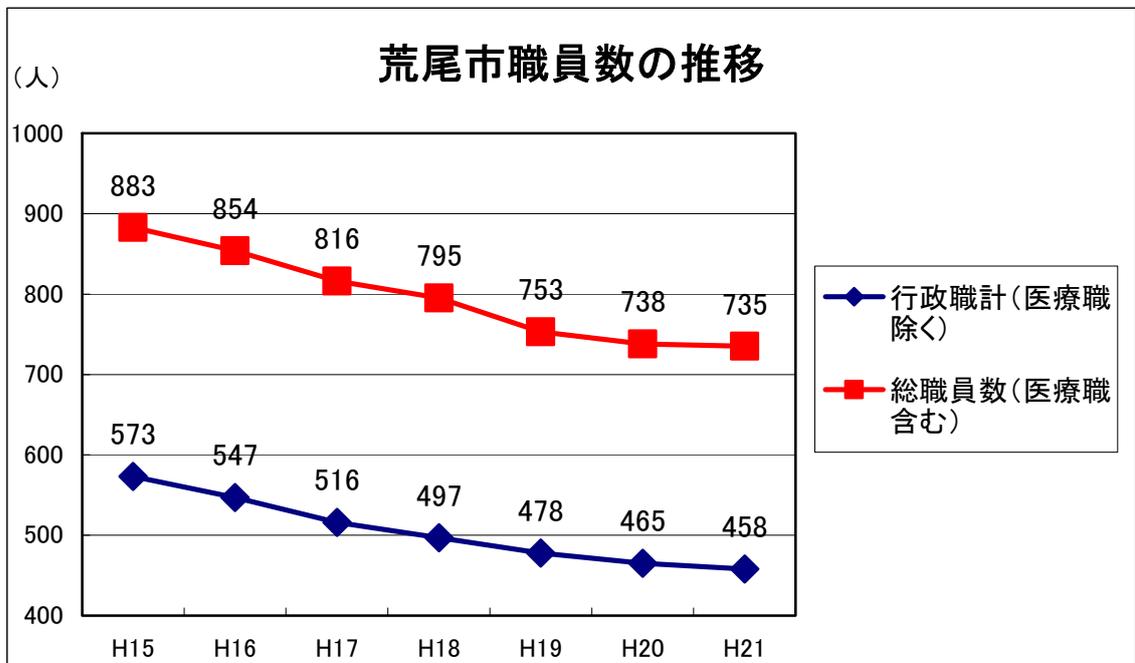
荒尾市経常収支比率の推移

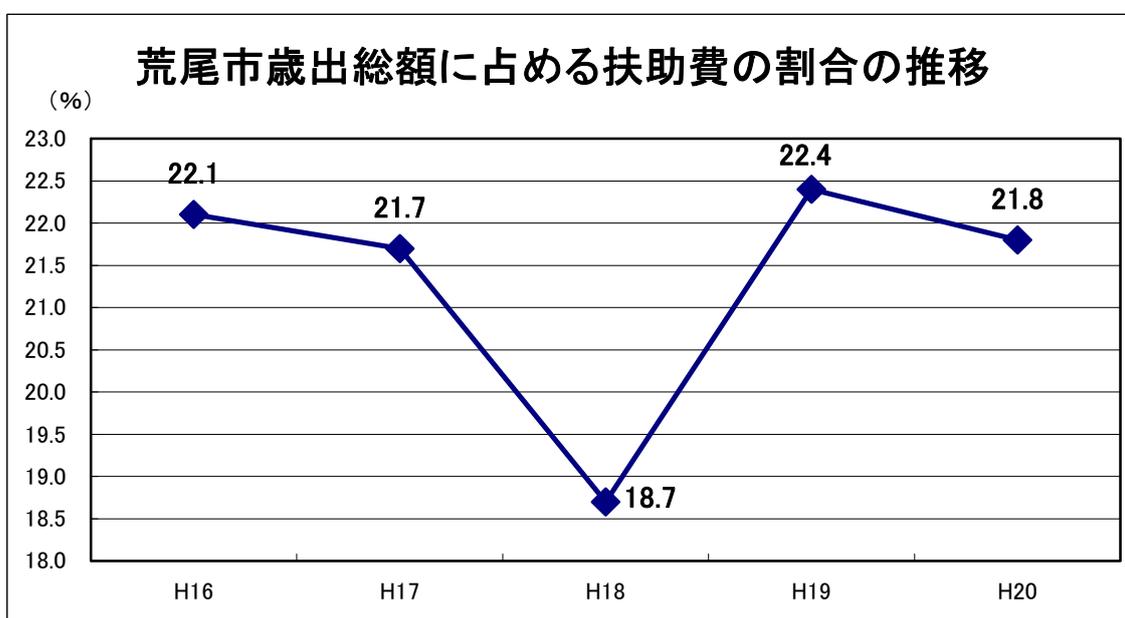
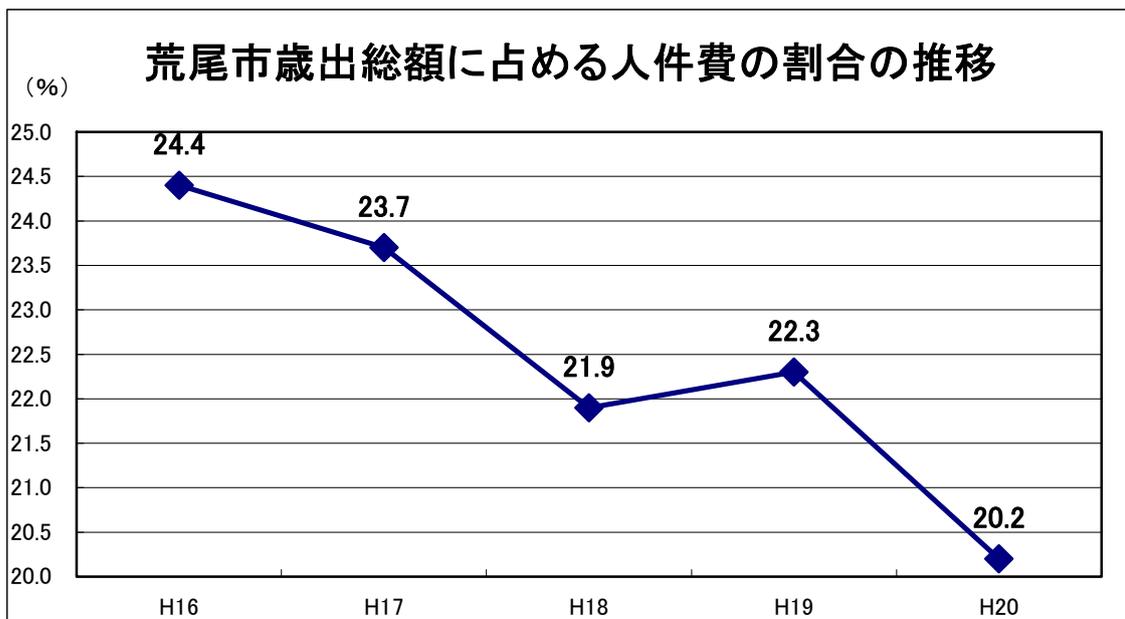


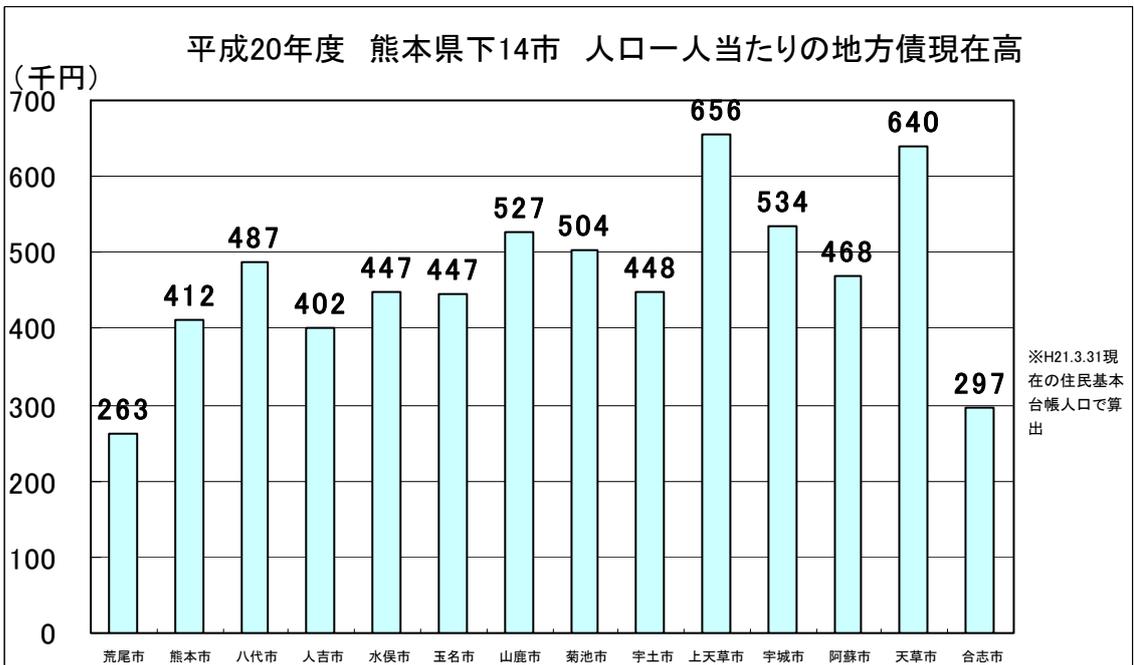
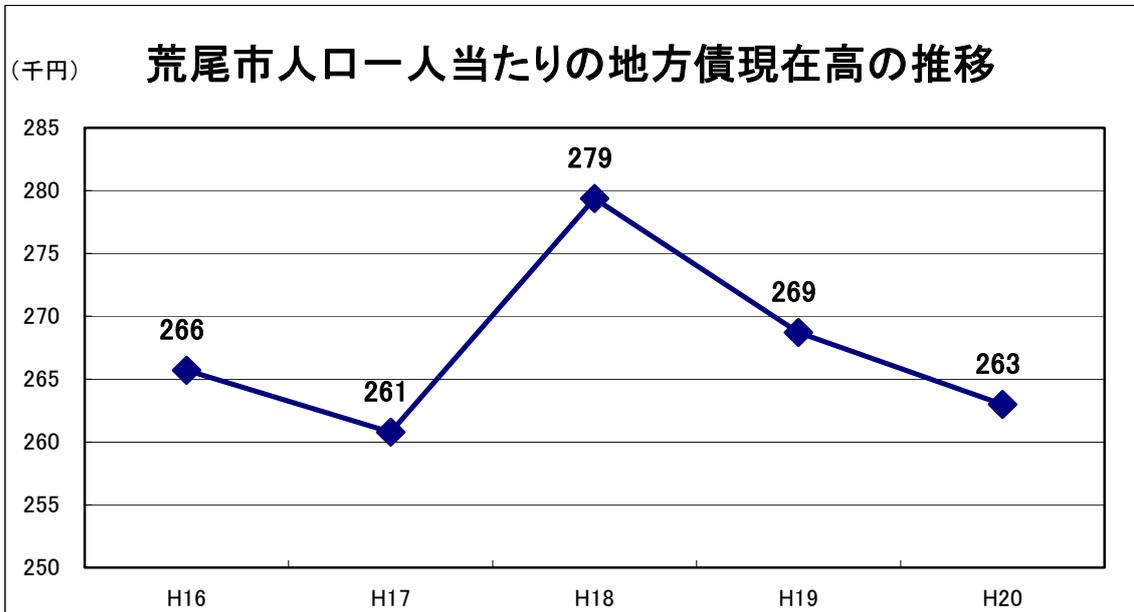
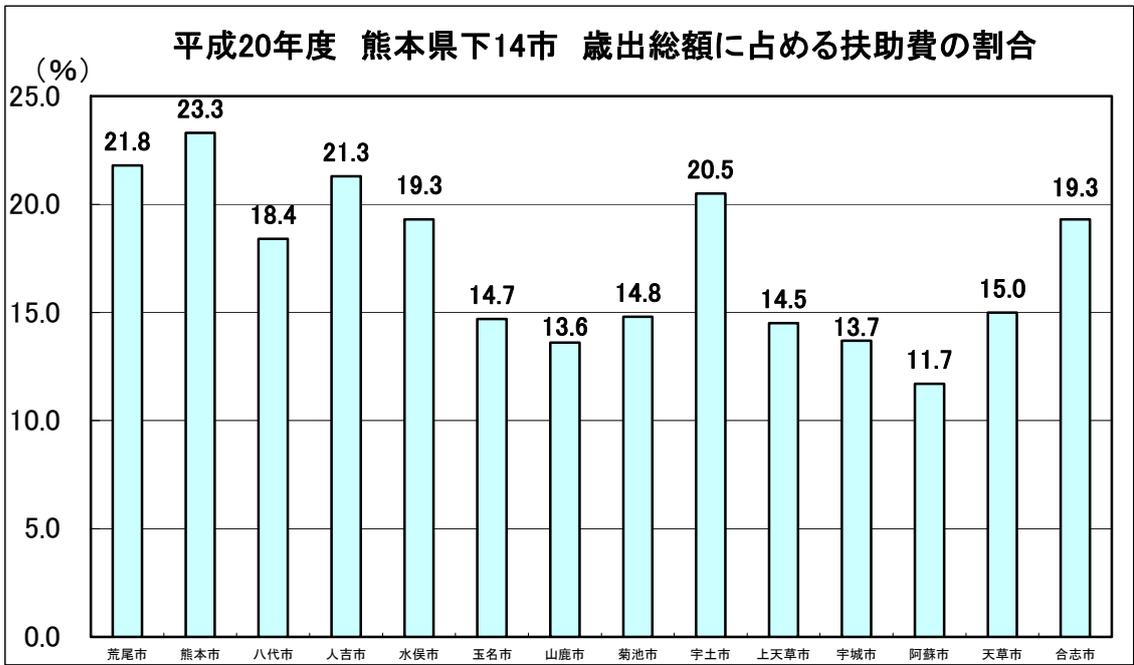


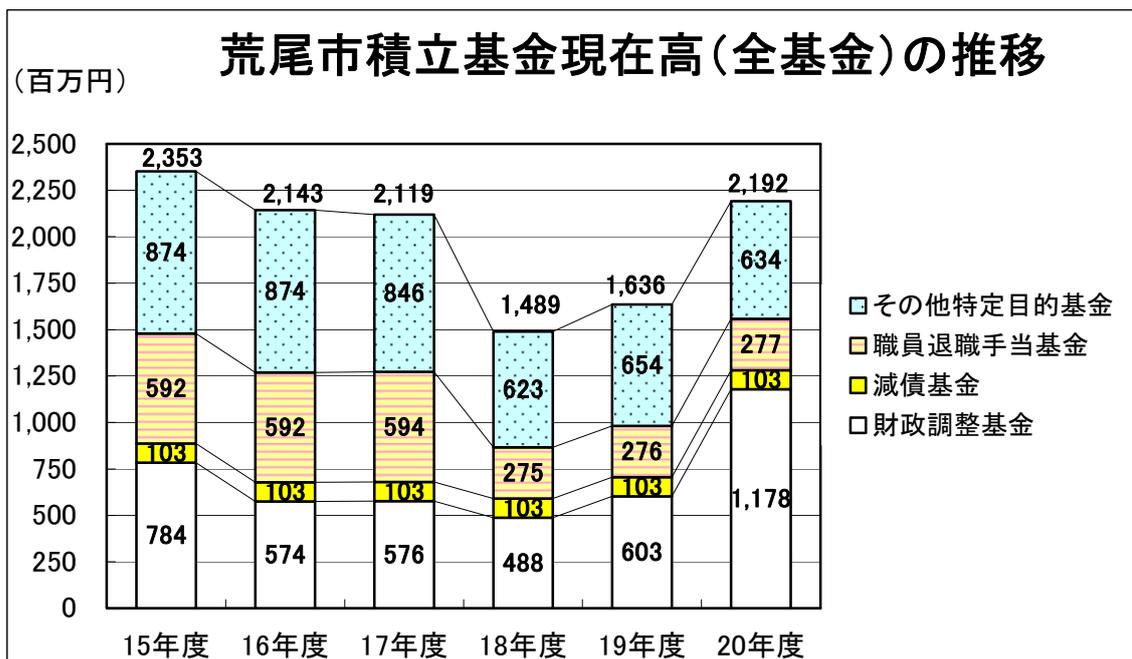
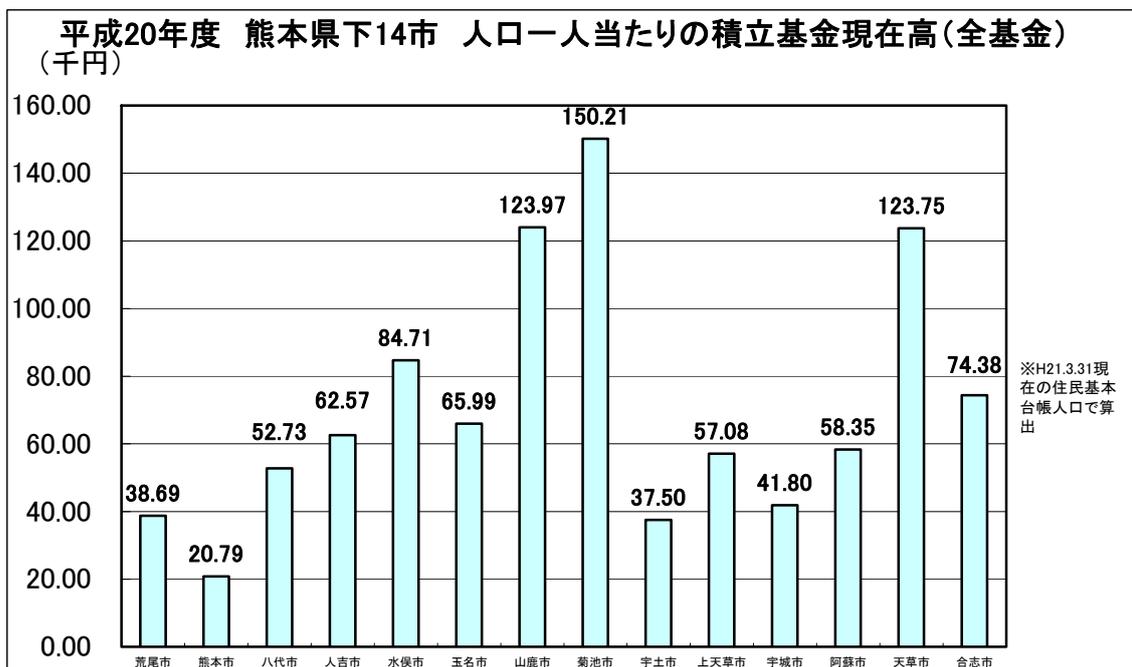
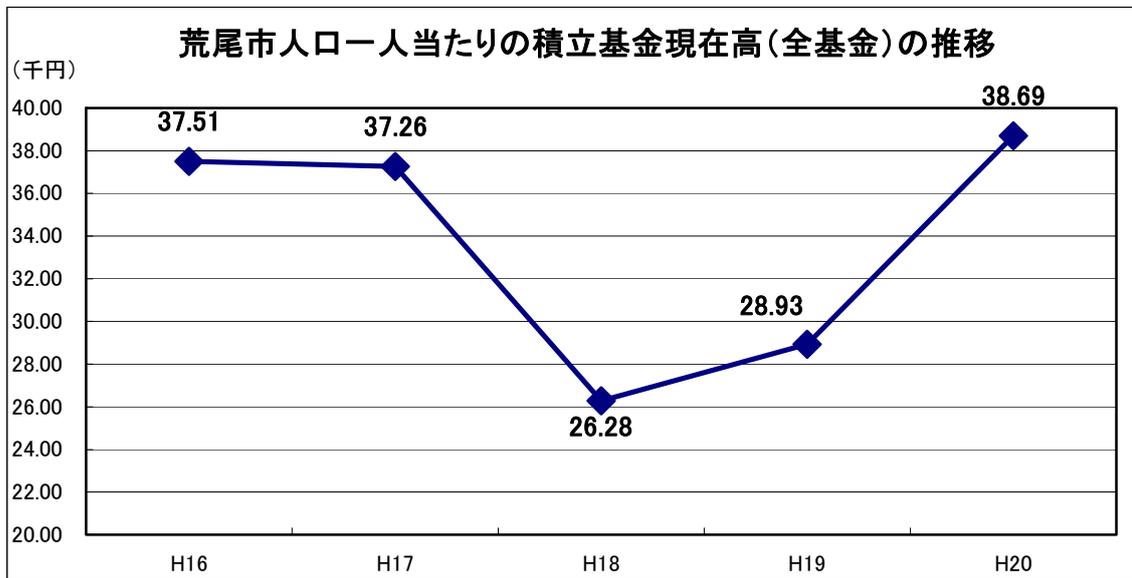












地方財政健全化法の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率※を算出し監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民に対し公表することが義務付けられました。

1. 健全化判断比率、資金不足比率の基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30% ※
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（40%→40%→35%）を設けている。

2. 財政の早期健全化と財政の再生等

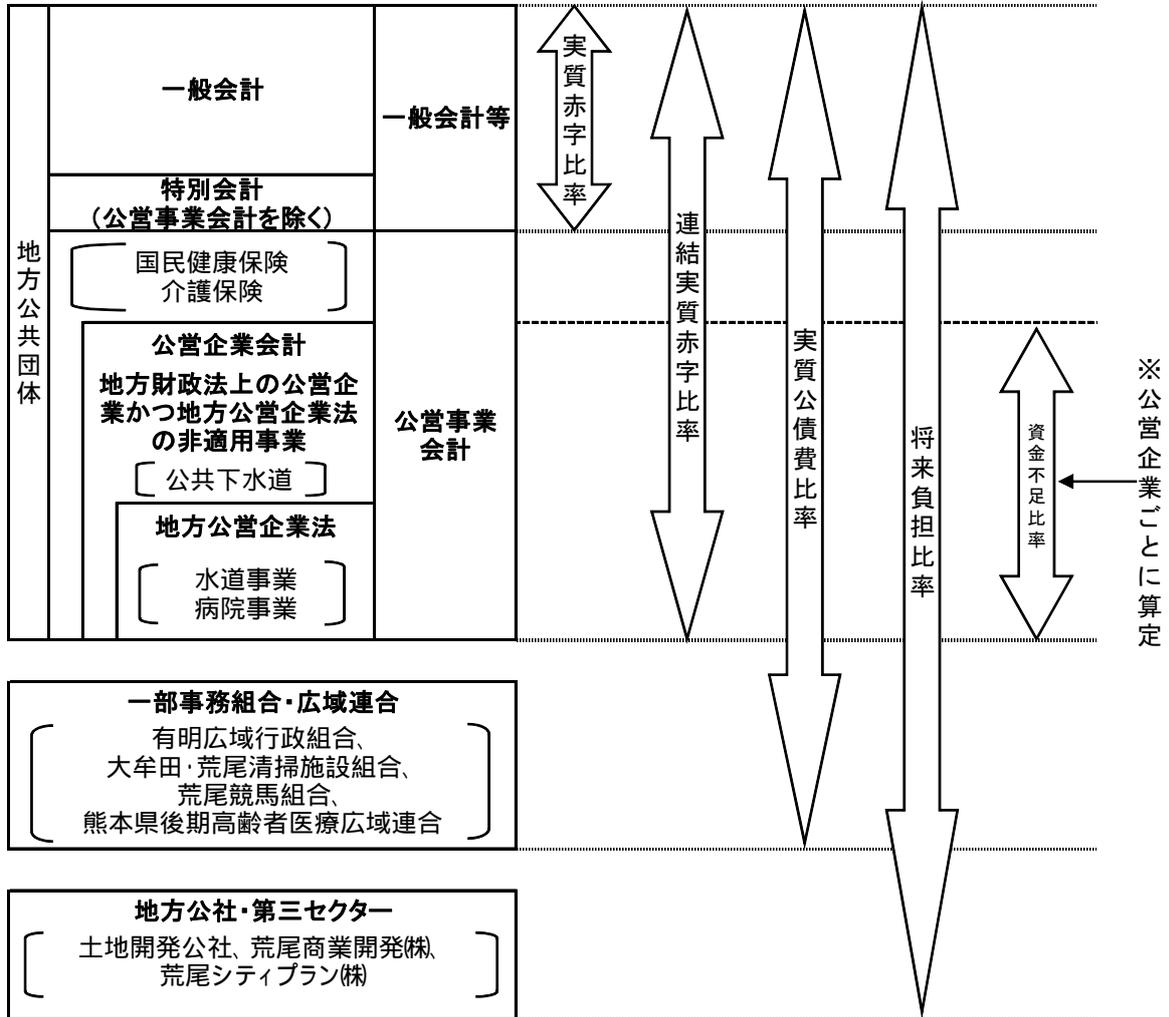
健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を策定し、自主的に健全化に向けて取り組みます。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を策定し、国の監視のもと、厳しい歳出削減などを実施し、財政の再生に取り組むこととなります。

各公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、「経営健全化計画」を策定し、自主的に健全化に向けて取り組みます。

※ 基準を超えた場合の計画策定の義務付けは、平成20年度決算から適用

3. 健全化判断比率等の対象となる会計



平成 20 年度健全化判断比率の状況

荒尾市の健全化判断比率の状況

	実質赤字 比率（％）	連結実質赤字 比率（％）	実質公債費 比率（％）	将来負担 比率（％）
荒尾市(H20 決算)	—	—	11.5	130.0
早期健全化基準	13.19	18.19	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	なし

平成 20 年度決算数値に基づく、4 つの健全化判断比率については、全てが早期健全化基準を下回っています。しかし、全会計を対象とした連結実質赤字比率については、平成 20 年度の「公立病院特例債」の借り入れにより、一旦は改善されていますが、収支改善の猶予期間が延長されただけであり、本質的に改善を強力に進めていく必要があることに、変わりはありません。

平成 20 年度資金不足比率の状況

荒尾市の資金不足比率の状況

公営企業会計	実質収支または 資金不足・剰余金 (千円)	資金不足比率 (％)	経営健全化基準 (％)
水道事業会計	585,009	—	20.0
病院事業会計	△584,964	13.0	20.0
公共下水道事業 特別会計	0	—	20.0

※△表示は赤字を示す

病院事業は医師不足等を原因とした赤字により、平成 19 年度は資金不足額が 21 億円ほどありましたが、平成 20 年度に公立病院特例債を 14 億円起債し（今後 7 年間で返済）、経営健全化に取り組んだことにより、資金不足比率は経営健全化基準内の 13.0%まで改善しました。

下水道事業は決算上は 867 百万円の赤字ですが、単年度収支では 237 百万円の黒字となっており、将来的には解消することが可能な赤字と見込まれるため、「実質収支または資金不足・剰余額」はゼロとなっています。（下水処理場の建設など初期投資が大きいですが、将来的には使用料収入等で資金不足を解消することが見込まれるため。）

資金不足比率とは

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなります。

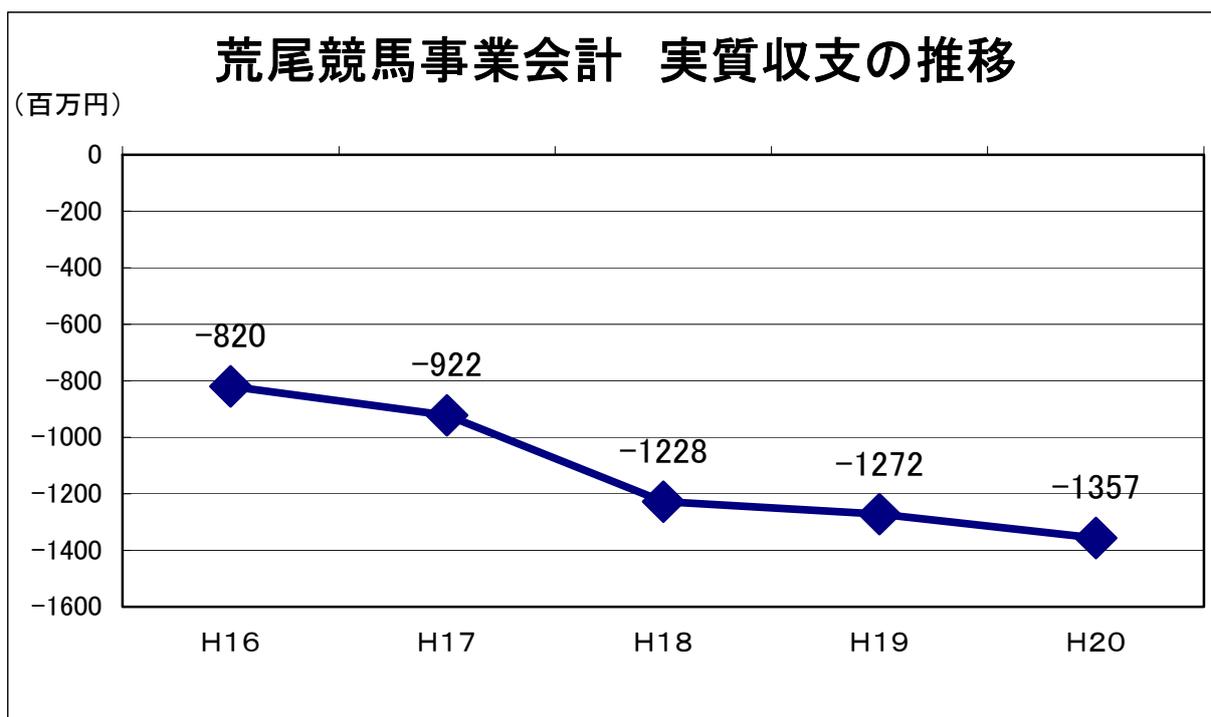
$$\text{病院事業会計} \quad \frac{\text{資金不足（流動負債－流動資産）}}{\text{事業規模（医業収益）}} = \frac{\triangle 584,964 \text{千円}}{4,495,612 \text{千円}} = 13.0\%$$

< 参考資料 >

荒尾競馬事業会計決算の状況（平成16年度～平成20年度）

単位：千円

	年度	歳入	歳出	実質収支	備考
競馬事業会計	平成16年度	7,381,559	8,201,344	△ 819,785	
	平成17年度	6,989,388	7,911,592	△ 922,204	
	平成18年度	5,849,671	7,077,497	△ 1,227,826	
	平成19年度	6,626,774	7,898,870	△ 1,272,096	退職基金繰入 56,828千円
	平成20年度	5,749,912	7,107,352	△ 1,357,440	



用語解説（50音順）

【あ行】

アウトソーシング

業務の効率化やスリム化を図るため、業務を外部委託すること。

新たな公共

市民と行政との協働に基づき、従来の行政依存体質から脱却し、各種公共サービス面において、市民や企業、行政が各々の役割を果たしていくこと。

一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

【か行】

企業会計

地方公営企業法の全部または一部を適用する会計のこと。荒尾市では、水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計がある。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

【さ行】

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

三位一体の改革

国と地方の税財政の仕組を変える改革のことで、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しという三つの柱を同時に進める改革。

資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^{*}に対する比率。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

指定管理者制度

市が設置している公の施設の使用許可を含む管理を民間事業者（民間企業、NPO 団体やボランティア団体などを含む）に行わせる制度。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

人件費比率

決算額に占める人件費の割合。

【た行】

第三セクター

一般的に国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）と共同出資で設立された事業主体を指す。

地方公営企業

地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、病院など企業活動として行うもので、地域住民の福祉の増進を目的とする点は一般行政活動と同じだが、その活動に要する経費は税金ではなく、利用者の負担する料金によって賄われる。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

地方分権

国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすること。

電子自治体

行政機関がインターネットなどを活用して行う、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化、透明性向上を図るための取組みの総体をいう。

特別会計

国民健康保険事業や介護保険事業など、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置している会計のこと。

【は行】

PFI

公共施設等の社会資本の整備について、民間事業者に委ねることが適切なものについては、官民の適切なリスク分担のもと、設計、建設から維持管理、運営等に至るまでの全部又は一部に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的かつ効果的な公共サービスを提供する新しい事業手法。

PPP

これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかとの観点から、行政と多様な構成主体との連携により公共サービスを提供していく考え方で、民間委託（アウトソーシング・公設民営）、PFI、指定管理者制度、民営化等の事業手法とともに、地域協働、産学官連携等を含めた官民連携手法の総称。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

【ら行】

利益剰余金

剰余金のうち、企業の営業活動の結果生じた利益を源泉とする部分をいい、減債積立金や利益積立金などの法定積立金と、議会の議決により積み立てられる建設改良積立金などの任意積立金並びに用途目的が特定されずに残っている未処分利益剰余金に区分される。経営の結果損失を生じた場合は、マイナスの剰余金すなわち未処理欠損金として整理されることになる。

流動資産

地方公営企業法を適用している企業（法適用）の現金及び1年以内に回収または販売により現金化して、支払手段となりやすい資産のこと。

流動負債

地方公営企業法を適用している企業（法適用）の負債のうち、支払期限が1年以内に到来するもののこと。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

荒尾市行政改革推進審議会

	氏名	団体・機関等	備考
1	那須 良介	荒尾商工会議所会頭	会長
2	片山 盛雄	有明高等学校校長	
3	鴻江 圭子	荒尾市社会福祉協議会理事	
4	大倉 芳子	玉名農業協同組合女性部荒尾支部長	
5	矢野 浩治	荒尾漁業協同組合組合長	
6	坂田 尚子	女性ネットワーク荒尾代表	副会長
7	塚本 周一	荒尾市行政協力会会長	
8	仙波 健宏	元アメリカ九州松下電器(株)社長	
9	西田 勝二	連合熊本荒尾玉名地域協議会副議長	
10	松井 伸晏 (高森 伸三)	第一製網(株)代表取締役会長 (高森興産(株)代表取締役)	(前委員)

荒尾市行政改革推進本部

	役職名	氏名	備考
本部長	市長	前畑 淳治	
副本部長	副市長	吉永 一夫	
本部員	教育長	中嶋 國治	
	水道事業管理者	村上 寧浩	
	企画管理部長	馬場 英理	
	市民福祉部長	長久 守	
	建設経済部長	柏井 澄人	
	市民病院事務部長	荒牧 正弥	
	福祉事務所長	月田 八重子	
	企画管理部 総務課長	宮里 信雄	
	企画管理部 財政課長	山崎 史郎	
	企画管理部 政策企画課長	丸山 秀人	
	企画管理部 情報課長	古林 哲也	
	議会事務局長	大村 幸裕	
	荒尾市役所職員組合委員長	釜崎 啓史	
荒尾市役所新職員組合委員長	西田 勝二		

第四次荒尾市行政改革大綱策定の経過

年月日	内容	備考
平成 21 年 8 月 5 日	第 1 回荒尾市行政改革推進本部	第三次行政改革大綱の検証・総括及び第四次行政改革大綱の策定方法について
平成 21 年 8 月 10 日	所属長全体説明会	第三次行政改革大綱の検証・総括、第四次行政改革大綱の策定方法及び行政改革プロジェクトチームメンバーの推薦について
平成 21 年 8 月 10 日 ～8 月 25 日	各課・職員から行政改革提案を募集	
平成 21 年 8 月 24 日 ～9 月 18 日	組織再編に係る各課ヒアリング	総務課・政策企画課合同
平成 21 年 9 月 15 日	第 1 回荒尾市行政改革推進審議会	第三次行政改革大綱の検証・総括及び第四次行政改革大綱の策定方法について
平成 21 年 9 月 16 日	荒尾市議会病院事業再建対策及び行財政改革特別委員会	第三次行政改革大綱の検証・総括及び第四次行政改革大綱の策定方法について
平成 21 年 9 月 24 日	荒尾市行政改革プロジェクトチーム全体会議	4 部会（行政サービス改革部会長：市民課長、行政システム改革部会長：総務課長、財政改革部会長：財政課長、特別会計・公営企業等改革部会長：健康生活課長）
平成 21 年 9 月 30 日	荒尾市行政改革プロジェクトチーム 4 部会長合同会議	部会の進め方、関係資料等の検討
平成 21 年 10 月 6 日 ～11 月 13 日	荒尾市行政改革プロジェクトチーム各部会の開催	各部会を開催し、提案内容等を検討
平成 21 年 10 月 13 日 ～10 月 30 日	行政改革全般に対する市民の意見を募集	広報あらお及び荒尾市ホームページ
平成 21 年 1 月 18 日	荒尾市行政改革プロジェクトチーム 4 部会長合同会議	第四次行政改革大綱（素案）及び実施計画（素案）の検討
平成 21 年 1 月 21 日	荒尾市行政改革プロジェクトチーム全体会議	実施計画（素案）の検討
平成 22 年 1 月 29 日	第 2 回荒尾市行政改革推進本部	第四次行政改革大綱（素案）及び実施計画（素案）の検討

平成 22 年 2 月 3 日	荒尾市議会病院事業再建対策及び 行財政改革特別委員会	第四次行政改革大綱策定の中間報告（骨 子案）
平成 22 年 2 月 9 日	第 2 回荒尾市行政改革推進審議会	第四次行政改革大綱策定の中間報告（骨 子案）
平成 22 年 2 月 19 日	第 3 回荒尾市行政改革推進本部	第四次行政改革大綱（案）及び実施計画 （案）の検討
平成 22 年 2 月 23 日	第 3 回荒尾市行政改革推進審議会	第四次行政改革大綱（案）及び実施計画 （案）の審議
平成 22 年 2 月 24 日 ～3 月 15 日	第四次荒尾市行政改革大綱（案）及 び実施計画（案）に対する市民の意 見を募集	広報あらお及び荒尾市ホームページ （各施設での閲覧：市役所政策企画課、 情報公開コーナー、中央公民館、文化セ ンター、メディア交流館、万田炭鉱館、 みどり蒼生館、小袋工芸館）
平成 22 年 3 月 23 日	第 4 回荒尾市行政改革推進審議会	第四次行政改革大綱（案）、実施計画（案） の審議及び第四次行政改革の提言内容 の検討
平成 22 年 3 月 23 日	荒尾市行政改革審議会から市長へ 提言書を提出	
平成 22 年 3 月 26 日	第 4 回荒尾市行政改革推進本部	第四次行政改革大綱及び実施計画を決 定